

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和6年6月14日（金）
午前10時01分～午後4時31分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (7人)	委員長	小林 憲一	副委員長	いぢち 恭子
	委員	遠藤 ちひろ	委員	岩永 ひさか
	委員	上杉 ただし	委員	三階 道雄
	委員	いじま 文彦		

出席説明員	企画政策部長	鈴木 誠	行政サービス・アセット担当部長 (兼) 総務部参事	松田 隆行
	協創推進室長	田島 元	企画課長	小形 雄一郎
	協創推進室次長事務取扱		資産活用担当課長	萩野 健太郎
	行政管理課長 (兼) DX推進担当課長	大島 亮弥		
	広報担当課長	大竹口 直柔		
	総務部長	藤浪 裕永	総務契約課長	横倉 妙子
	市民経済部長	磯貝 浩二	課税課長	齋藤 友美雄
	市民課長	松下 恵二	経済観光課長	麻生 孝之
	商業・観光担当課長	加藤 大輔		
	児童青少年課長	石山 正弘		
	保健医療政策担当部長	本多 剛史		
	都市計画課長	松本 一宏		
	会計管理者 (兼) 会計課長	岩本 俊行		

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	6 請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願	採択すべきもの
2	第 5 5 号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3	第 5 6 号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	第 5 7 号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	第 5 8 号議案 多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6	所管事務調査 市民生活と市の業務に関するDXについて	了承・継続調査
7	行政視察について	了承
8	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	ふるさとTAMA応援寄附金（ふるさと納税）の状況について	企画課 経済観光課
2	令和6年度における広報事業の新たな取り組みについて	秘書広報課
3	聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて（状況報告9）	行政管理課
4	「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画（令和6～9年度）」の策定について	行政管理課 情報政策課
5	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
6	（仮称）アセットマネジメント計画の策定に向けた進捗状況について	行政管理課
7	コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針（素案）	協創推進室

8	豊ヶ丘複合施設整備方針（素案）について	行政管理課 協創推進室 児童青少年課 高齢支援課 図書館
9	桜ヶ丘コミュニティセンターの大規模改修について	協創推進室
10	多摩市公契約条例の実施状況等について	総務契約課
11	「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」及び「インフレスライド条項・全体スライド条項・単品スライド条項」の市の対応について	総務契約課
12	令和5年度マイナンバーカード交付状況	市民課
13	（仮称）多摩市産業振興マスタープランの策定スケジュール等について	経済観光課
14	多摩センターわくわくプロジェクト進捗報告	商業・観光担当 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
15	令和5年度基金運用実績について	会計課
16	行政視察について	

午前10時01分開議

○**小林委員長** ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

○**小林委員長** 初めに、本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただきます。

日程第1、6請願第1号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願を議題とする。

なお、6請願第1号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

○**私市議会事務局次長** 6請願第1号について、これまでの署名は619名だった。昨日までに追加の提出が185名あった。合計して804名である。

○**小林委員長** 本件については、請願者から発言の申し出がある。

多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げます。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に請願書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名を言われてご発言をお願いします。

○**請願者(高橋氏)** 高橋祥子と申す。このたび、このような機会を与えていただきありがとうございます。

私たちがこの請願を提出するために署名活動を始めたのは今年の2月20日からで、当初は3名の方の署名のみだったが、現在804名分の署名が集まっている。

また、請願を出すに当たり、政党の垣根を越え全ての会派の議員にお会いし趣旨を伝えたと、皆様から丁寧なご対応をいただいた。

そのほか、応援メッセージをいただいた多くの方や陰ひなたになり協力していただいた方々に、まずは感謝申し上げます。

これら多くの協力が得られたことは、多くの市民が核兵器禁止条約への批准を日本政府に求めているにほかならないからだと思う。核兵器がいかに破滅的で非人道的な兵器

であるかは、ここにお集まりの皆様なら十分におわかりのことだと思う。それは攻撃を受けた地域のみならず地球規模で環境を破壊し、時間をかけて地球上のあらゆる生命体に悪影響をもたらす。

我々人間は何と愚かなのだろう。広島・長崎に原子爆弾が投下されてから79年もたっているのに、いまだに核兵器を撲滅することができていない。それどころか、核兵器による威嚇が今まきに行われている。このような世界情勢の中で、ちっぽけな我々は何もすることができないのだろうか。でも、ここで我々が一步前に踏み出さなければ、未来に禍根を残すことになる。

核兵器禁止条約は、核兵器の製造や保有、使用などを禁止するだけでなく、被害者に対する援助や環境の修復についても定めている。まさに核兵器による被爆国である日本が批准すべき条約である。

日米安全保障条約によりアメリカの核に守られている日本が声高に核兵器禁止を言うことはできないという考えもあるだろう。だが、日本は核兵器による唯一の被爆国である。その唯一の被爆国が核兵器禁止条約を批准しないことによって核保有国に核の抑止力を認めさせることにはならないだろうか。日本ですら核に守られていることを認めているのではないか。ならば自分の国も核に守られて当然であると、また日本がこの条約を批准しないことで諸外国に核兵器の恐ろしさを過小評価させてしまうのではないだろうか。

我々は、核兵器による唯一の被爆国の責務として、日本政府に核兵器の恐ろしさを世界に正しく伝え、核兵器のない世界を目指すために、核保有国とともに核兵器禁止条約を批准すべく、リーダーシップをとってもらいたい。そのためにこの意見書を提出してもらいたいと切に望んでいる。

○**小林委員長** 以上で請願者からの発言を終わる。

本件は、日本政府に核兵器禁止条約への署名を求める意見書を市議会から国へ提出するよう求めるものである。請願内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** ご異議なしと認める。

これより意見交換を行う。ご意見はあるか。

○**上杉委員** こちらの請願に対して、私はぜひとも採択すべきではないかと考えている。理由はいろいろとあるが、一番大きいものとして、私自身が長崎の出身で被爆三世でもある。小学校の頃から被爆者の方たちの話をたくさん聞

いてきた。被爆者の皆さんはいろいろと悲惨な話をされてきて、最後に言われることは全て同じである。どういふことを言っておられたかという、核兵器をもう二度と使わないでほしい、このことは全ての被爆者の方たちが言っておられた。そして日本原水爆被害者団体協議会という団体も、政府に対して核兵器廃絶、核兵器禁止条約に署名批准することを求めているわけであるが、なかなか日本が参加するということまでは至っていない。

ぜひとも、この市からも、地方自治体からも、政府に対して核兵器禁止条約への署名批准をお願いする陳情を出すべきではないかと私は考えている。

○いぢち委員 ネット・社民の会も、この請願は採択すべきものと考えている。ただ、様々な意見があり一致が難しいという点も十分考慮できる場所である。また、多摩市議会の場合は、全会一致でない限りはたとえ採択となっても現実に意見書を出すという行動は難しいという事情もある。私たちとしては、このままの形の採択が一番であるが、そこまでは難しいといった会派がある場合、例えばこの批准を求めるというのではなく、署名・批准に向けた検討を行うといったようにある程度内容をトーンダウンさせた形でもし意見の一致が見られるならば、この請願をそのままの採択にはならないが、そういった形もあるのではないかと考えている。ほかの会派の皆さんのご意見を知りたいと思う。

○いいじま委員 自民党としては、この請願に賛成できない立場である。いぢち委員から今、話し合いでどうにかならないか、批准に向けて検討できないかということであるが、批准に向けて何を検討するのか。世界の現状では核兵器を多数保有している国が多くある中で、世界各国で核保有国が削減に向けてしっかりと動いているような状況があればそれを検討できなくはないと思うが、現段階ではまだ条約の署名・批准に向けての検討段階にはなっていないと思うので、いぢち委員からご提案があったが、そのご提案に対しては応えられないと考えている。

○遠藤委員 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求めるということである。今、自民党・いいじま委員からもあったように、現実問題大変難しい環境にある。特に日本場合は、どことは言わないが実際に核ミサイルで日本も狙っている状況もあるということが大前提だと思う。その狙っている国はこの条約を批准してくれるのか、その論点からするとなかなかそのような状況にないのではないかとことも言える。しかしながら、この解決しない問題ではあるが、姿勢を見せることは大事ではないか。やは

り政治の世界に身を置く人間として核兵器はあってはならないという考え方を共有するので、文言の修正等があるが、全会一致であるならば協議には乗りたいと考えている。

○三階委員 先ほどいぢち委員より検討ということがあったが、はっきり批准を求めるとしたほうがよいのではないかと考えている。我々公明党は、以前から段階を経て批准すべきではないかという立場であった。以前は核保有国と保有していない国との対立が国連でも目に見えていたのであるが、このやり方では到底うまくいかないのだというような状況ではあったが、昨今一歩一歩ではあるがオブザーバーの参加、双方の橋渡しなどに動いていた。

しかしながら、ここへきて世界情勢も大きく変わってきているのではないかと考えている。皆さんもご承知のとおり、ロシアのプーチン大統領のいかにも核兵器をにおわすような発言、北朝鮮のミサイル実験など核兵器についても一ランク上がってしまったのではないかと考えている。これは核を保有している国の国民も非常に不安になっているのではないかと考えている。しっかりと将来のことを考えると、これからが非常に大事なときであり、タイミングなのではないかと思われる。

また、この意見書を見てみると「外交努力と核保有国を引き連れて」としっかりと書いてあるので、単なる批判・対立ではない意見書となっているので、このままでもいいのではないかと考えている。

○岩永委員 私は一応この請願の署名議員になっているので、このまま出せることが望ましいというかそうすべきだと考えているが、先ほどいぢち委員のご提案があったように多摩市議会の場合はルールで全会一致でということであり、もしどこか文言を修正し表現を変えたりすることで皆さんが一致できるのであれば、その修正に乗ることはやぶさかではないと考えている。

○小林委員長 一通り意見を伺ったが、ほかに何かほかの方の意見を伺った上での意見はあるか。

○上杉委員 いろいろと世界情勢が厳しい中で、核兵器禁止条約への署名・批准が難しいというところがあるとは思いますが、日本は世界で唯一の戦争被爆国であり、日本がこの条約を批准することで今核兵器を持っている国に対して大きな影響力を与えることができるのではないかと考えている。先ほどこの文言を一部修正して出したらどうかという意見があったが、私も、もしそういう形で出せるのであればぜひともそういう形で採択に向けて出したいと思っている。

○小林委員長 今ご意見を伺っている中では、少し文言を

修正してまとまるのであればという意見があったが、このままがよいという意見、それから多少修正してもやむを得ないという意見がありまとまらないという感じであるが、暫時休憩してその辺りを多少まとめる方向で考えられるかどうか伺いたいと思う。

○小林委員長 この際暫時休憩する。

午前10時18分休憩

午前10時24分開議

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

それでは、意見交換を再開する。

ほかにご意見はあるか。——ご意見なしと認める。これで意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

○いぢち委員 6請願第1号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願について、ネット・社民の会を代表し、採択すべきとの立場から意見を申し述べる。

核の脅威と危険性、核技術そのものが人類を含む今の生命環境にとって全く相入れない存在であることは、過去の悲惨な事例によってもはや緩みない事実と認識しなければならない。というよりも、その強烈かつ深刻な破壊力を知るからこそ、これまで人間は核兵器を営々とつくり続け、その非人道的なまでの危険性を欺瞞的な平和維持のよりどころとしてきた。

しかし、現実社会の国際的緊張や紛争虐殺はやむことがなく、赤ん坊から高齢者までを含む一般市民の犠牲が積み重なる一方の今、核兵器の脅威はこれまでにないほど残酷なリアリティーを持ち始めている。広島・長崎の痛みと苦悩を抱えた日本、前代未聞の殺りく兵器によって人と国土を二度にわたり踏みにじられた日本こそが、今こそ核兵器廃絶のために全力を尽くさなくてはならない。

日本がアメリカの核の傘に守られているというのは全くの幻想であり、むしろ核抑止力への依存が取り返しのつかない大惨事につながる可能性を考慮すべきである。抑止力神話は、第一次世界大戦の勃発とともに終えんしたことを私たちは肝に銘じなければならない。平和の構築は絵空事ではなく、厳しい現実の中で実地に粘り強く積み上げていくものである。だからこそ、多くの同胞を被爆者にしてしまった日本が勇気を持って核なき世界へ一歩を踏み出すことが極めて重要と考える。それは、これから先の時代を生きる全ての人に対する被爆国日本の使命でもあるはずである。逆に、核兵器禁止条約に署名も批准もできない日本の

平和に関する言説が国際社会でどれほどの説得力を持つというのだろうか。条約の批准は極めて当然の行為であり、非核平和都市宣言を掲げた多摩市がそれを求める意見書を提出することもまた当然至極の行動であると思う。

以上、ネット・社民の会として、採択の立場での意見討論とする。

○上杉委員 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願について、日本共産党として採択すべき立場で討論を行う。

核兵器が一度でも使用されれば、広範囲の破壊と大勢の無辜の命が奪われる。広島や長崎での原爆投下の悲劇は、一瞬で数十万人の命を奪い、その後多くの人々が放射線の影響で苦しんでいる。核兵器の使用による被害は人道的見地から絶対に許されるものではなく、これを禁止することは人類の未来を守るために不可欠である。被爆者の多くも日本政府が核兵器禁止条約へ署名・批准することを願っているが、残念ながらいまだ実現には至っていない。

日本がこの条約に積極的に参加して国際社会における核兵器廃絶のリーダーシップを発揮することで、核保有国やほかの国々に対しても核兵器を廃絶するための強力なメッセージを送ることができると考えている。

この多摩市は、非核平和都市宣言を掲げて未来の子どもたちに戦争の悲惨さと平和の大切さを伝え、全ての核兵器のない平和な社会を求めている自治体である。そのような多摩市の市議会から政府に対して核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書を提出することは責務であり、また世界平和を実現する一歩になると考える。

以上の理由から、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願について、採択すべき立場での討論とする。

○三階委員 6請願第1号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願について、公明党を代表して賛成の討論をする。

今までの核兵器の意味合いは、どちらかというと抑止力の意味合いが大きくある中、現に日本もその傘下にある。しかしながら、時代がここへ来て大きく変わった。ロシアのプーチン大統領のいかにも核兵器の使用をにおぼす発言や、北朝鮮のミサイル実験など、核兵器の脅威は1ランク上がってしまった。核の保有国でない国はもちろん、核の保有国である多くの国民も不安に思っているのではないだろうか。今ここで核兵器の危険を世界の共通認識と捉え行動を起こさなければ、未来が厳しい状況となるのは目に見えている。

我々公明党は、段階を経て批准すべきとの立場だった。今までは核保有国と保有していない国とで話し合いにもならず単に敵対していたが、昨今ではオブザーバーの参加や双方の橋渡し役として少しずつ距離を縮めてきたと思われる。現状核兵器の世界情勢を考えると、これからが大事なときであり、議論するタイミングである。意見書案にも「外交努力と核保有国を引き連れて」とあるように、単なる批判や対立ではない意見書案となっている。国には唯一の被爆国としてリーダーシップをぜひとも取っていただきたい。そのことを申し述べ、賛成の討論とする。

〇いいじま委員 6 請願第 1 号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願につき、多摩市議会自民党を代表して討論する。

日本は唯一の戦争被爆国であり、政府は核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有している。一方、北朝鮮の核ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威である。北朝鮮のように核兵器の使用をほめめかす相手に対しては、通常兵器だけでは抑止を利かせることは困難であるため、日米同盟のうちということで核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要である。

核軍縮に取り組む上では、この人道と安全保障の 2 つの観点から考慮することが重要であるが、核兵器禁止条約では安全保障の観点が踏まえられていない。核兵器を直ちに動かせる条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当化は整合性を損ない、国民の生命・財産を危険にさらすことを誘引することになりかねず、日本の安全保障にとっての問題を惹起する。

また核兵器禁止条約は、現実には核兵器を保有する核兵器国のみならず日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている点も懸念される。日本政府としては、国民の生命と財産を守る責任を有する立場から、現実の安全保障上の協議に適切に対処しながら地道に現実的な核軍縮を推進させる道筋を追求することが必要であり、核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取り組みを粘り強く進めていく考えである。

以上が日本政府の考えであり、多摩市議会自民党としては、政府見解のおりと考えるので、本請願を否決とする。

〇岩永委員 また最終日に一定討論するのは簡単であるが、そもそも唯一の被爆国として広島や長崎に本当にちっぽけで使われた小さな核であっても、本当にたくさんの人が亡

くなり環境も破壊されたということを私たちはしっかりと歴史上の事実として受け止め、その悲惨さを世界に伝え続けていかなければいけないと私は思っている。

核抑止という考え方は、核兵器を使うという行為を前提にし、それをもって相手を威嚇して屈服をさせ、そして攻撃を断念させるような考え方に立っていると思っている。逆に言うと、核を持っていることが攻撃の対象になったり攻撃の口実になっていく、そのような中で、私は核抑止という考え方はやはりこの世界からなくなってほしいという思いがある。

ずっと世界の冷戦構造の中で、私はロシアについても学んできたが、その中でペレストロイカを牽引されたゴルバチョフさんが退いた後もずっと核廃絶の動きに取り組んでこられた。彼は、冷戦による長い平和というのは、核抑止が大きな戦争を回避してきた証拠だと指摘されるご意見に対して、核兵器の使用を任されていたものだからこそ断固反対をすると強く述べられてきているというのが、私にとっては、この各抑止論というものに対して、自分はそのようではないというふうな考える根拠にもなっている。

今回私は意見書提出に関する請願についても署名をしているが、できれば、全会一致で政府に対して出すことができたならよかったなと思っている。

以上申し上げて、本請願に対して採択の討論とする。

〇遠藤委員 6 請願第 1 号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願について、意見を申し上げる。

本件の難しい部分は、核兵器がないことについてはない社会が望ましいということについてはどなたも異論がないわけであるが、しかしながら既に核兵器がある、また核兵器廃止への動きが目立っていないという現実があることではないかと思う。核抑止というお話が先ほどから挙がっているが、例えばウクライナが核を持っていたらロシアは侵攻したのだろうかという反論に対して私も明確な答えがないというのが正直なところであるが、一方で、なぜこの問題、我々の会派としての立場は、核を持つという万が一のリスクが消えない、そして核抑止力を認め続けることは永遠にこの前進を妨げるものである。また政治には理想の追求という側面が課せられるのではないかと。現実という重い壁はあるが、理想の追求という側面から日本には緊張が高まる東アジア諸国への働きかけ、また紛争当事国とのかけ橋になる役割が求められていると考える。

非核平和都市宣言を行った我が市議会としても、こういった条約への批准・署名なしに平和を追求する行動は信頼

を得られないという観点からも採択すべきであると考え。

○小林委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が5名、不採択すべきものという意見が1名である。採択すべきものという意見が過半数に達している。よって、本件は採択すべきものと決した。

なお、ただいま採択すべきものと決した請願は、議会として意見書を提出することを求める内容であるが、全員一致ではなかったもので、委員会として本会議に意見書案の提出は行わないこととするが、よろしいだろうか。

以上で、本件についての審査を終了する。

日程第2、第55号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○松田行政サービス・アセット担当部長 それでは、第55号議案についてご説明申し上げます。

本件に関して、令和6年4月24日に公布・施行された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により生活保護法の一部が改正され、「進学準備給付金」が「進学就職準備給付金」に改められたことに伴い、本条例の別表中の文言を整理するものである。

詳細は担当課長より説明する。

○大島DX推進担当課長 ただいま行政サービス・アセット担当部長から説明あったが、第55号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料はサイドブックスの本会議のほうから、令和6年第2回定例会、市長提出議案の中の一部改正条例新旧対照表（参考資料）をご覧ください。こちらのページ41・42のところ当該箇所となる。

行政サービス・アセット担当部長の説明にあったとおりではあるが、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による生活保護法の一部改正があった。こちらは、これまで就職する際の新生活の立ち上げ費用の支援の仕組みがなかったということで、生活保護受給世帯のお子さんが高専学校等を卒業した後にこれまで大学等に進学する場合の進学準備給付金という仕組みがあったが、これと均衡を図るという観点から就職する際の新生活立ち上げ費用に対しても支援を行うということで改正が行われたところである。

これまで「進学準備給付金」とされていた文言について、「進学・就職準備給付金」と変わるということで、本市の

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例中の別表の文言を修正するといった内容である。

本改正については、令和6年多摩市議会第1回定例会後の4月24日の公布、施行といった法改正であるので、事前の情報提供をさせていただくことができなかった。急遽の改正となり、申しわけない。ご了承いただければと思う。

説明は以上となる。よろしくご審査の上ご承認を賜ようお願い申し上げます。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第55号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第56号議案多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○磯貝市民経済部長 第56号議案から58号議案までについては、本年の地方税法等の改正に伴い、関連する市税条例等について改定をお願いするものである。

詳細については課税課長からご説明をさせていただきます。

○齋藤課税課長 本日のご説明については、当初お配りさせていただいた一部改正条例新旧対照表をご覧くださいながらご説明をさせていただきたいと思う。説明は、これまたさきにお示しをさせていただいた議会提出予定議案等の概要に基づいて説明をさせていただきたいと思う。

それでは、恐縮であるが「本会議」の中の「令和6年第2回定例会」、「市長提出議案」の中にある「一部改正条例新旧対照表」をお開きいただきたいと思います。

まず第56号議案多摩市市税条例一部の市税条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきたいと思う。

本条例については、主な改正点が4点ある。まずは先ほ

どの新旧対照表の44ページをお開きいただきたいと思う。44ページのところで1点目である。中段の第34条の7第1項第1号ケの部分である。この規定については、所得税法の改正により、公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い寄附金の控除対象が拡大したものにより、改正がされたものである。

続いて、次のページ、45ページをお開き願う。2点目である。第56条であるが、この規定については私立学校法の改正により条項の番号が変更となったものである。

なお、該当する番号は変わったが、条文についての改正はなかった。

次は、固定資産税となっている。46ページをお開きいただきたいと思う。3点目については、この一番下の行である附則の第10条の2、14項である。この規定は、バイオマス発電設備に係るわがまち条例の規定である。

続いて、次のページ、47ページをご覧願う。4点目は、24項である。この規定については、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創設に係るわがまち特例である。この条文については3月議会でご報告を行っていなかったものであった。大変失礼した。

この条文については、いわゆるウオーカブル推進に関する条文である。参酌基準が「2分の1」と示されているが、市税条例においては「3分の1」と変えるものである。条例で規定する割合を「3分の1」に変えることによって課税標準の参酌基準を下げることで、固定資産税を算出する際の課税標準を下げるものになる。

本条文については、令和6年4月、今年の4月から令和8年3月31日までの2年間限定となっている。現時点でこの条文の対象となるものはないが、市としてもウオーカブル都市を推進していくところにより、特例の割合を下げることにした。

市税条例についての説明は以上になる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○上杉委員 わがまち特例のことについて簡単に教えていただけないかと思う。

○齋藤課税課長 今まで市税条例というのは大体国のほうから示される割合、例えば2分の1だったら2分の1というように形で割合が決まって示されていたものがある。

ただ、こちら細かいところは失念してしまったがおよそ平成24年ぐらいだったかと思うが、その頃に国のほうから示された基準割合、例えば今回のように「3分の1から3分の2」までの間で、国としては参酌基準として「2分の

1」とするという形で示されるものがある。この範囲の中でそれぞれの自治体が協議してその割合を決めることができる。この割合を決めることによって、対象となる固定資産税または都市計画税も含まれることがあるが、要はこの税額が変わってくることになる。

例えば今回のウオーカブルの関係については参酌基準「2分の1」のところを「3分の1」とさせていただいているので、この分当然課税標準額が下がるということで、税額が下がるような形で反映をさせていただきたいと思っているものである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第56号議案多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第57号議案多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○齋藤課税課長 では、ただいま議題となっている第57号議案都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明をする。

主な変更点は1点である。

引き続いて、新旧対照表48ページをお開きいただきたいと思う。こちらの左側であるが、改正後の附則第5項をご覧いただきたいと思う。

この条文について、先ほど市税条例でもご説明させていただいたが、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」創設に関するわがまち特例の条文を追加したものである。

なお、その他の改正については、法改正による構成の修正となっている。説明は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終

了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第57号議案多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○**小林委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第58号議案多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○**齋藤課税課長** それでは、ただいま議題となっている第58号議案多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきますと思う。

こちらにも主な変更点は1点である。

新旧対照表51ページをお開きいただきたいと思う。こちらの51ページの第3条をご覧くださいと思う。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車に対する軽自動車税の種別割について、キャッシュレス化等の社会情勢等の変化を背景に、今回賦課徴収の方法に普通徴収を加えたものである。

なお、今回の対象としては、軍人、軍属、その家族となる。

説明は以上になる。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○**上杉委員** 今現在多摩市の中に先ほどご説明をしていた該当される軽自動車はあるのか教えていただければと思う。

○**齋藤課税課長** 毎年この条例に基づいてお納めいただく方は、4月1日から7月30日までにお納めいただくところになるが、本年に関しては、そのような形でお納めいただいた方はおられない。

○**上杉委員** これまでにこういった形で納めていただいた方がおられたのかも併せてお伺いしたいと思う。

○**齋藤課税課長** 過去に1回だけこのような形でお支払い

いただいた。このときには、普通徴収ではなく証紙徴収という形でお支払いいただいたという実績がある。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第58号議案多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○**小林委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、所管事務調査 市民生活と市の業務に関するDXについてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和5年12月12日に所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、令和6年1月12日に勉強会を行い、担当所管課より市のDXの施策事業として取り組んでいる事業や方針について説明を受け、学びを深めてきた。

4月には、このことを踏まえ、今後の調査の進め方について意見交換を行った。その結果、今後委員会として市へ提案をする上でさらに知見を深めることが必要なことから、先進地の視察を行うことが確認されている。

ここまでこのように進めてきたが、今後も引き続き自治体におけるDXについて理解を深め、市民サービス向上及び事務の効率化の視点で調査研究を進め、本委員会として提案できるよう協議していきたいと思う。このことについてご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** ご異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会ですら所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。

報告の内容については、委員長に一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** ご異議なしと認める。では、そのようにさ

せていただく。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

続いて日程第7、行政視察についてを議題とする。

本委員会が調査中の所管事務調査に資するため、委員会として先進地の視察を行いたいと思う。

4月の勉強会では、視察を実施すること及び視察先や日程等について意見交換を行った。その後の調整の結果、7月に横須賀市及びガブテック東京へ行政視察に伺うこととした。

よって、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書案のとおり、議員の派遣について、場所及び日時は、(1)横須賀市役所については7月26日午後1時から、(2)ガブテック東京については7月31日午後1時から、目的は、所管事務調査に位置づけている市民生活と市の業務に関するDXについての議論を進めるに当たり、横須賀市の介護認定におけるDXの活用や相談業務への生成系AI活用への取り組み、またガブテック東京については、その役割とサービス概要について調査をするためである。経費は、(1)の横須賀市役所は約1万7,000円、(2)のガブテック東京は約6,000円となる。

以上の内容で実施することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で実施することに決定した。

日程第8、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

ここで協議会に切り替える。

午前11時01分休憩

(協議会)

午前11時02分開議

○小林委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会事項1番、ふるさとTAMA応援寄附金(ふるさと納税)の状況について、市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、協議会の1件目、ふるさとTAMA応援寄附金(ふるさと納税)の令和5年度の状況について報告をさせていただきます。

それでは、詳細の内容については企画課長からご説明をさせていただきます。

○小形企画課長 それでは、協議会1の資料をお開きいただければと思う。

本市では「ふるさとTAMA応援寄附金」といった名称で寄附を募っており、一定額以上寄附していただいた市外在住の方を対象として返礼品を贈呈することを通じて来街促進、本市への親しみの醸成、地域活性化を図ってきた。このたび令和5年度のふるさとTAMA応援寄附金とふるさと納税の状況がまとまったのでご報告をさせていただきます。

まず1番の過去5年間の実績の表をご覧ください。令和元年度から令和4年度にかけてはおおむね300件前後、金額にして1,500万円前後といったような状況であったが、5年度については、まずふるさとTAMA応援寄附金が714件、寄附金額が2,614万2,908円で、それぞれ増加といった形になっている。

また、2番は本当に参考までであるが、今年度のふるさとTAMA応援寄附金とふるさと納税の状況で、この4月5月の状況であるが、件数としては13件、寄附金額が138万円余といった形になっている。

なお、こちらの寄附金はおおむね年末にかけてかなり件数、金額とも伸びるようなものであるが、本当にこちらは参考までといった形である。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○上杉委員 令和5年度が非常に伸びているかと思うが、この要因としては何があったのか教えていただけないか。

○麻生経済観光課長 令和5年度から新たにPay Pay商品券を返礼品ということで始めさせていただきました。この金額が約1,100万円あるので、その分がふえたと考えている。

○磯貝市民経済部長 これまで企画課でふるさと納税の事業を実施していたが、令和5年度から経済観光課に事務を移管させていただき、これまでの来街促進という趣旨だけではなく、広く産業振興ということで返礼品等も

いろいろな返礼品をこちらで扱わせていただき、来街促進以外の部分でも対応させていただいた。金額的には先ほど経済観光課長から申し上げたものが非常に大きい、それ以外のものについても、例えばお菓子のお店といったものも入れながら、全体として件数等もふえてきたような状況である。

○岩永委員 ちなみに今Pay Pay商品券が非常に人気があるということだったが、返礼品の一覧で出したときにどういったものが人気があるのか、寄附される方の単価は大体どのぐらいなのか、あとどういった地域から寄附してくださる方が多いのか、何かそういう特徴はあるのか。

○麻生経済観光課長 まずPay Pay商品券の関係については昨年度322件あった。金額としては先ほど申し上げた1,100万円である。あと大きなところで申し上げます、サンリオピューロランドの関係、パスポート券や商品グッズ類といったところで234件、約900万円寄附をしていただいているという傾向がある。こういったところがおおよそを占めているという傾向である。

○岩永委員 これは参考までに伺いたい、いわゆるふるさと納税をやるインターネットのサイト等を使用されているかと思うが、その手数料がもしあれば伺いたい。申しわけない。

○麻生経済観光課長 手数料が12%、ふるさとチョイスに月額3,500円かかるということである。

○遠藤委員 いろいろな工夫をなさっているのは大変評価したいと思う。一方で、5億円ぐらい流出している。毎年1億円ほどふるさと納税は伸びている。非常に大きな伸びだと思う。自治体によってはふるさと納税を戦略的に位置づけ、ツーリズムに使ったり、また子育ての原資にする等で100億円を超える税収を得ている町もあると思うが、基本的な本市のスタンスはどうか。つまり制度の批判はよく聞かす我々も同意するが、その批判や制度設計のまずさといったものは前提として、どう戦っていくのかとか、どう向き合っていくのか。つまり本腰を入れるのか、それともこの制度に対して改善を訴えつつ少しずつ現状の改善を図っていくのか、この辺の向き合い方を確認しておきたいと思う。

○鈴木企画政策部長 今ご質問いただいた中でいけば、我々もこれまで国会議員等を通じて国に対して要望等々してきたところであるし、全国市長会の中で市長からも声を上げていただいているところである。これも今までの場でも申し上げているが、ある意味多勢に無勢とい

うところでなかなか制度の改正に至らないのが実情という中においては、引き続き声を上げていく形ではあるが、その中でも令和5年度から経済観光課にふるさと納税の仕事を移した中で、今まで来街促進という形に主軸を置いてきたが、それだけではなく市内の産業振興の意味合いを持たせた中で少しでもふるさと納税をふやそう、それを通じて市内の産業の振興につなげていこうということに少し軸足をシフトさせていただいたところである。また、これ以外にも企業版ふるさと納税という制度もある。これも3大都市圏にある不交付団体は対象にならないというところがある。私どもとしては、企業と個人の両方から寄附がなかなか受けられないような状況においては、せめて企業版ふるさと納税だけでも受けられるようにしてほしいと国に様々なチャンネルを通じて訴えているところもあるので、引き続きそこについては要望していきたいと考えている。

○遠藤委員 その姿勢に対しては我々も共感するし、また応援していきたいと思っているが、そのような戦略というか姿勢の変化に伴い、そうすると一定のKPI（重要業績評価指標）のようなものが生じるのか。ふるさと納税で出ていく金は想定できないかもしれないが、その辺を伺う。

○鈴木企画政策部長 ふるさと納税の制度は、この数年間毎年のように制度が変わってきている。特に寄附額に対する返礼品の占める割合等々の部分の見直しが毎年ある。また、我々のこの規模の市でいくと返礼品のメニューをそろえるのもなかなか厳しいところもあるので、今ご質問があったようなKPIを設定してまで、ある意味そちらを設定すると寄附金の獲得競争に参入するような部分もあるかと思うので、そこまでは考えていないところである。

○三階委員 この前たまたま読売新聞に東京ヴェルディの返礼品がどうのこうのというのが載ったが、そのことをお伺いしたいと思う。

○麻生経済観光課長 新聞記者さんが私どもの取材に来られたが、稲城市でも特段の記事をつくる予定があり、多摩市でも今ここでニュースリリースがあり、返礼品をつくるということで一緒に記事にしたいというご要望だった。そのときにお話したのが、まずは多摩市が東京ヴェルディのホームタウンであることをもっともっと知っていただきたいし、この返礼品をつくることでファンの方々からのご寄附を募りたいという思いがあって今回アピールしたという話をさせていただいたところである。

それが先日の記事になっていると思っている。

○三階委員 新たな返礼品としてこのようなことを考えているというのはあるのか。

○麻生経済観光課長 一つには、今受け付けている企業インターネットサイトをもう少しふやせないだろうかということも検討している。また、新たな返礼品については常時受け付けしている。地域の方々がつくっているお菓子、ぬいぐるみ商品といったものも常時受け付けをしている。ただ、東京都等への申請があるので、その期間に合うようにということをお願いをしているところである。

○磯貝市民経済部長 今、経済観光課長から話があったが、返礼品については公募させていただいている。ただ、公募だけだと知られないところもあるかと思うので、私どもの経済観光課がいろいろな市内の事業所等を回っている中で直接お声をかけさせていただくこともある。広く多摩市内の産業やつくっているものをPRさせていただこうと思っている。それ以外に、今年度からの新規メニューということでは、返礼品ではないが産業振興ということで創業支援をクラウドファンディング型のふるさと納税でやらせていただいて、新たに事業へ取り組む者への応援という使い道になるが、こういった事業に対して応援してほしいということでもふるさと納税を募っている。そういった様々な手法を使いながら返礼品でもそうであるし、充当するほうでもそうであるが、市内産業の発展につなげられればと考えている。

○三階委員 ぜひとも経済観光課の力をというか、替わったのであるから、なお一層経済の発展のために努力していただければありがたいということを述べて終わりたいと思う。

○いいじま委員 令和5年に伸びたのが来街促進からそれに産業振興を加えて、いろいろな産業の多摩市の物を取り入れたというのがあるかと思う。これは一例であるが、例えば栃木県の小山市はティッシュペーパーを返礼品にした。日常使う日用品、それで非常に人気を得てふるさと納税がたくさん入るようになったということであるが、産業振興以外のそういったものは考えないのか。検討したらどうかと思うがいかがか。

○麻生経済観光課長 一義的には返礼品の基準がある。その中では、価値の半分以上が市内で生産されているもの、もしくはそれに同等するものであることというのが基準である。その基準をクリアしているのであれば、日常使うものも当然返礼品として扱うことは可能だと思う。

今ご意見があったティッシュペーパーやロールペーパーとなると、市内に生産会社がどれだけあるかを調べないといけなと思う。ただ、そういったものが市内で生産されているものであれば、当然返礼品として検討することは可能かと思っている。

○鈴木企画政策部長 今まで物の返礼品ありという形の仕組みの部分があったが、あと来街促進や産業振興といった部分がある。先ほど三階委員からもご質問あったような東京ヴェルディの応援といったような新たな取り組みをしたり、磯貝市民経済部長からもご説明をさせていただいたようなクラウドファンディング型のいわゆる事業に対しての応援の仕組み、要はそういう新たな仕組みも取り入れながら、いわゆる寄附文化という形のところがいかに市内に根づくかという取り組みをということであるので、単なる物の返戻という形だけではない形にも取り組ませていただいて、いわゆる財源確保の取り組みをさせていただいているところである。

○いいじま委員 できれば多摩市で生産された物や多摩市に関係するものでやりたいところであるが、少しでも流入する額があれば、そういったところにこだわらずに考えて検討していくことも必要なのではないかと思う。一意見であるのでよろしく願います。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項2番、令和6年度における広報事業の新たな取り組みについて、市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、協議会事項の2番目の令和6年度における広報事業の新たな取り組みについてということで2件内容がある。

詳細については、大竹口広報担当課長からご説明をさせていただく。

○大竹口広報担当課長 それでは、フォルダ内の協議会資料2、令和6年度における広報事業の新たな取り組みについてをお開きいただければと思う。

私から2点ご報告をさせていただく。1点目は、多摩テレビの放送番組のリニューアルである。これまで多摩テレビで「多摩市からのお知らせ」という番組を文字情報の静止画で、たま広報の発行タイミングに合わせて更新して放送してきたが、今月からより多くの方に目にとめていただくための動画番組にリニューアルした。今年

は防災や施設のご紹介、エコ活動、健康づくり、民生・児童委員会のご紹介といった5本の動画の制作を予定している。初年度であるので幅広くテーマを設定してご覧になっている方の感触を見ながら政策を進めていきたいと思う。

1本目の防災情報については、既に今月の1日から放映を開始しており、職員がインタビューを受けながら家具の転倒防止などの情報をわかりやすくご紹介する動画となっている。また、今までは多摩テレビ加入者しか本情報を見ることができなかったが、今回はせっかく動画として制作するので、市の公式YouTubeでも同時に番組をアップして加入者以外の方でも見るようにするほかに、例えば所管で行う説明会や啓発の際にそういった場でも使用できるように動画データを展開し、2次的な活用にも取り組んでいこうと考えている。

続いて2ページ目をお開きいただければと思う。ふるさとマップに関してである。ふるさとマップはもともと転入された方に市のことを知っていただくために、まちの姿が変わっていくたびに改訂をしてきたが、記載のとおりに地図上のまちの姿の変化が緩やかになってきていること、観光や防災といった目的別のマップが複数市内で発行されていること、またアプリやウェブ上のマップサービスがかなり充実してきているので、こういったところを踏まえて秘書広報課で発行しているふるさとマップの新規発行は行わずに、現在経済観光課が発行している多摩市観光マップに情報投稿した。ふるさとマップに掲載されているもともと観光マップになかったものとして、コミセンコミュニティセンター、児童館といった公共施設の表記、それからバス路線、帰宅困難者一時滞在施設など市内の魅力を楽しみながら満喫して巡っていただけるようなコースの設定、紙は一度発行してしまうと更新するのがなかなか難しいので、バーコードを掲載して掲載記事量にも限りがあるので最新情報を常にウェブで見ただけのような工夫を行い、観光マップは今年の3月に改訂したところである。

今後の予定であるが、もう既に5月から開始しているが転入者の方には観光マップを配布している。現在ふるさとマップは有償頒布で市内の方に40円で販売しているが、今年度いっぱい終了する予定である。ご報告は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

○三階委員 このことだけではないが、この前たまたま

国際交流センターの総会の際にいろいろ立ち話をしている、私と市長がいるときに会員の方が寄ってきて、何の用かと思ったら、今LINEの情報でこれを多摩市で始めているということをつい最近知って、本当にありがたいということを言われてきた。ただ、これいつからやっているか言うから、二、三年前からやっていると言ったら、このQRコードではないが、ここから情報を得ることが多いので、何でもやってもっと市民のことを教えないのだと言われたことがある。例えばこのような様々な動画もLINEに貼り付ければもっともっと拡散するし、皆に見てもらえるのではないかと考えている。その方が言うには、友達申請のLINEにおいても、例えばたま広報にたまに貼り付けておく、子どもの申請があるときに申請用紙にもこのQRコードをつけて友達申請してほしいということ等を言う等、いろいろこのような努力をもっとしたほうがいいのではないかとされたが、その点をどう考えているのか。

○大竹口広報担当課長 言われるとおりで、紙媒体とウェブ上の媒体とでそれぞれ得意としている対象者の方もおられるし、情報の入り口は今様々多くある。例えばたま広報を以前リニューアルしたときには、できるだけウェブにきちんと情報が載っているようにホームページと連動させたり、発行のタイミングでSNSでお知らせをしたり、そのように様々な切り口で、その情報にたどり着くように私どもも取り組んでいきたいと考えている。

○三階委員 情報の入り口として、高齢者の方も、海外の方も日本に来て一番使われているのはLINEだということなので、ぜひともそこを入り口にしたほうが広がっていくのではないかと私は思っている。先ほど言ったQRコードをいろいろなところに貼るようなことをして知らせていただければと思う。その点だけ意見を申し上げて終わりたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項3番、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて(状況報告9)、市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、3番の聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて(状況報告9)ということで、3月の総務常任委員会以降からここまでの間の動きについてご報告をさせていただきたいと思う。

詳細は、大島行政管理課長からご報告をさせていただ

く。

○大島行政管理課長 それでは、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについてということで、前回以降のところを少しお話しさせていただければと思う。資料の2ページ目をご覧いただければと思う。前回から変更になったところ、一番下の2行を追加させていただいている。1点目は、せいせきカワマチが「都市・地域再生等利用区域」に指定されたというところ、もう1点目が、緊急用河川敷道路の施工ということで、市としてはサイクリングロードとして活用していくところである。

9分の3ページのところをお聞きいただき、都市・地域再生等利用区域の指定について、こちらは何かのことがわかりにくいと思うので、これまでも説明してきたところを簡単に申し上げますと、河川空間は基本的に営利行為ができない区域となっているが、地域から認められた団体がそこで得た収益をまちづくりに生かすというスキームであればそこで営業行為も認めていけるという制度であり、こちらのオープン化という手続は多摩川の河川敷でも行ったところである。1月2月に地域の皆さん、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会の合意をいただき、国土交通省に申請をしていたところであるが、こちらが3月に国土交通省から認められたところで、9分の4ページのように国土交通省京浜河川事務所のホームページにおいても、多摩市の成績桜丘地区をオープン化したということが掲示されているところである。

9分の5ページのところがそのエリアで、基本的には新しく芝生を整備したエリア、それから一ノ宮公園から一部芝生エリアに繰り入れたエリア、プラス河川敷に下りていくところが少し上流の一ノ宮公園があるところであり、ここもそのエリアの範囲を広げておいたほうがよいだろうという国土交通省さんからのアドバイスもあり、少しいびつな形になっているが、こういうエリア取りでオープン化をしているところである。

9分の6ページのところ、区域内ではあらゆる営業行為が可能となるものではなく、先ほど申し上げたとおり、この方針に基づいて営業行為を行う団体として地域に認められた、ここで言う一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメントになるが、そこが実施する行為について認めていくという方向である。

続いて9分の7ページ、前回もお話ししたが、ハード整備のところではサイクリングロードの整備を進めていることとお話しさせていただいた。前ははまだ工事前だったが、整備が完了したというところでご報告である。9

分の7ページの下の写真のように、幅4メートルの道が長さ563メートルにわたって整備されているところで、既にお使いいただけるという状況である。3月の末頃に開催された聖蹟桜ヶ丘メリーゴーランドというイベントのときにはもう既にここは使えるようになっており、多くの方が通られているところである。

9分の8ページ、今後のところで、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会など地域の皆さんからも、もう少し安全対策を考えてほしいというようなご意見をいただいているので、こちらのスピードを落とすような注意喚起の表示等をさせていただいているところで、10カ所程度、特に自転車の方にはスピードを落とすこと、また歩行者に注意してほしいというような喚起をさせていただいているところである。

最後9分の9ページのところで、「せいせきカワマチ」の利用実績の報告で、これまでにどのぐらいの利用があったのかである。昨年度10月14日にかわまちびらきイベントを開催させていただいて以降、芝生広場を利用した団体が延べ18団体18件、またキッチンカー駐車場を堤防上に整備させていただいたが、こちらでキッチンカーを80回オープンしていただいているところである。

また、エリアマネジメント法人で用品の貸し出し事業を開始しており、遊具やシート、椅子、河川敷では芝生があるだけであるので、手ぶらで来た方でも少しそこでくつろげるような用品貸し出しを行っている。そちらの実績で、遊びの道具が26件、シート・椅子等が13件ということで1月2月のところは冬場でなかなか利用もなかったところであるが、3月に入ってまたふえてきているところで、4月5月も引き続き利用がふえてきているような状況と聞いている。

「せいせきカワマチ」については前回以降の動きということで、以上の報告となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いいじま委員 最近はいろいろイベントもあり、なかなかぎわってきているのかと思っている。キッチンカーのお話があったが、あると何か買おうかと思って皆行ったりするが、多摩市の業者さんのお店ではないときに結構ある。自分としては、多摩市のお店にたくさん良い飲食店もあるので、そういうところにキッチンカーを出してもらいたいと思うが、キッチンカーを用意するのも大変なので、どこか市や法人等でキッチンカーを用意するということはどうなのか。すぐにはなかなか難しいと思うが、いかがか。

○大島行政管理課長 市でキッチンカーを用意してそれを自由に使っていただくというのはなかなか難しいところがある。民間の事業者では、そういうキッチンカーのリースをやっている事業者さん、また新しくキッチンカー事業をやりたいという方にコンサルティングをするような事業は、以前多摩市でも試験的に広場のほうにキッチンカーに来ていただいたりしていたが、あ那时的事業者さんなどはそういう手続や取り組みもされており、そういったところを使っていただくような形なのかと思っている。市内の事業者さんにもぜひ使っていただきたいところであるので、これから周知等を進めていきたいと思う。

○三階委員 少し違う話になってしまうかもしれないが、この場所で例えばキャンプやバーベキュー、たき火、あと手持ちの花火といったものはできるのか。そこら辺はどうなっているのか。

○大島行政管理課長 こちらの広場の利用に当たってはガイドラインを整備させていただいて、一定の火を使うような行為も申請をいただければ認めるという方向で今取り扱いをしている。手持ち花火やたき火等については芝生が傷まないように一定の養生をしていただいで延焼しないようにし、そういった手続をしていただければお使いいただけるようになっている。ただ、バーベキューについては、個人でのバーベキューは今認めていないところで、基本的にはまだバーベキューをあそこで大々的にやることを試せていない段階で、まずはエリアマネジメント法人でそういうことも試しながら、おおいの問題や、あそこには洗い場もないので、基本的には個人だどごみを捨てていったり洗い物が出たりしてなかなか難しいということで、事業者さんをお呼びして、持ってきたものを持って帰ってもらってどこかで洗ったり、廃棄物を処理していただくといった形でやっていくのがよいかと今考えているところで、バーベキューについてはまだ試せていないところである。また、キャンプについては、やはり河川敷であるので急に増水することもあり、基本的に夜間の使用はできない形にしている。基本的に河川は国の管理するエリアになるので、キャンプをしようとするとそういう届け出等も必要で、上流の水位を常時確認しながらこの水位になったら撤去して退避するということが常時確認していただきながらでないとなかなか難しいので、キャンプについては、今はデイキャンプどまりということで考えている。

○三階委員 花火の申請などはそこまでしたくないと思

うが、どちらかというともう少し自由にいろいろ使えるように、例えばバーベキューもそうであるが、そこら辺は前向きに検討していただければありがたいと思う。

○大島行政管理課長 言われるように、なるべくできないということを言わないような場所にしたいということ考えている。どうしても安全上難しいところ、また近隣の方のそのこの使い方に対するご意見等もあるので、そういったものを踏まえながら、できるだけご希望に沿えるような形で取り組んでいきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項4番、「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画(令和6年～9年度)の策定について、市側の説明を求める。

○松田行政サービス・アセット担当部長 多摩市行財政マネジメント計画及び多摩市DX推進計画については、第10次行財政改革の取り組みとして、令和6年度から9年度までの取り組みとして策定したものである。このたび計画ができたので報告をさせていただくものである。

担当の大島行政管理課長から報告させる。

○大島行政管理課長 それでは、多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画の策定についてということでご説明をさせていただく。資料を2つご用意しているが、前のほうにある資料をまずご覧いただければと思う。協議会4、06.06.14行政管理課・情報政策課「多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画(令和6～9年度)」の策定についてという資料である。

こちらは、計画の主な部分を概要版として作ったところである。行財政マネジメント計画・DX計画については、これまでも多摩市では行革に取り組んできたところで、昨年度末までが第9次の行財政改革の計画の期間となっていたところである。昨年度末で計画期間が終了し、また第六次総合計画もできたところで、新たな行財政改革の取り組みとして本年4月に本計画を策定したところである。

2の概要のところ(1)「計画の位置づけ」と書いているが、DX推進計画と行財政マネジメント計画いわゆる行革計画の関係性というところである。本市においては、DXについても、デジタルを使った変革、変革をデジタルで行うというところで、主は変革Xの部分である。したがって、いわゆる行革とDXといったところ、アナロ

グかデジタルかといった違いがあるが、いずれにしてもより良くしていくための変革をどうしていくかという計画であるので、こちらを一体的に策定するということが今回の計画をつくっている。

また、ハード部門の行財政改革との関係性では、ハード部門はこれまで「公共施設の見直し方針と行動プログラム」をつくり、行革計画と両輪で取り組むということで進めてきた。こちらについても引き続き、今年度から改定作業が始まったが、（仮称）アセットマネジメント計画とこちらの行革のソフトの取り組みとセットで進めていくところである。

(2)本計画を通じた行政改革の取り組みで目指すものということで、この行革計画で何を実現したいのかというミッションを3点設定させていただいている。1点目が、安定的かつ持続可能な質の高い行財政運営を維持するということが、これまでと引き続きとなるが、安定的な行財政運営を進めていくというのが一つ重要なポイントとなっている。2点目が、今後デジタル社会がますます進んでいく中で、デジタル社会を見据え利便性と満足度の高い市民サービスを提供するということが、市民サービスをいかに充実していくかという視点で改革に取り組んでいくというのが重要な視点と考えている。3点目、未来志向で業務改革に継続的に取り組む組織・人材をつくるということである。こちらの計画については4年の計画となるが、常に時代を見据えながら、先を見据えながら、市民サービスの向上、また我々の業務の効率化といったことに常に取り組んでいけるような組織・人材になっていく必要があるということで、これらの3点をミッションとして掲げている。

本計画の計画期間としては、令和6年度から令和9年度までの4年間ということで、第六次多摩市総合計画基本計画は5年後の令和9年度頃をめどに見直しされるということで、こちらの計画についてもその令和9年度を目標年度というか計画期間として定めさせていただいている。

こちらで取り組んだ内容については、毎年度の決算審査に向けてどういったことに取り組んだかを取りまとめ、ホームページや議会への報告等をさせていただくという考え方である。

2分の2ページのところに計画の体系が書かれている。一番上が先ほど申し上げたミッション3つである。その下に視点を4つ掲げている。こちらは第六次多摩市総合計画において行財政運営の基本的な考え方として4つ定

めているものを、この計画に合わせての視点ということで4つにまとめさせていただいているところである。一つは行政経営の質を高める、一つは行政サービスの質を高める、一つは組織人材の質を高める、一つは連携の質を高めるということで、こういった4つの視点を持って計画を推進していくというところである。

下に大きな青の枠と小さな水色の四角の枠があるが、こちらの左側の青が行革計画、行財政マネジメント計画を表す体系で、右側の四角がDX推進計画を表すものである。目標2と目標5についてはDXと行革計画とが連携ではないが一体的につくっているということで共有するような目標という形でつくらせていただいているところである。

DX推進計画は、右側にあるように3つのビジョンを持ってこれらに取り組んでいくということで、DXビジョンとして、きめ細やかで手厚い行政サービス、行かない市役所を実現する、DXを継続する組織体質を実現していくということで、行財政マネジメント計画とDX推進計画を一体的に整備したというのはこういう意味で、両輪合わせて一つの計画という形で進めていくという考え方である。

それでは、もう一つの資料をご覧くださいと思う。こちらが今回定めた計画の本編となる。第10次行財政改革の取り組みとして、令和6年度～9年度を期間とする多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画ということで定めている。

ページをおめくりいただいて、2ページに目次、3ページ以降は総論で、総論のところは、これまでいろいろなどころでも述べてきたような背景、社会情勢に少し触れさせていただいているところである。30分の7ページまでが背景・社会情勢といったところである。

その次の8ページ目については、これまでの取り組みということで、第一次からこういった取り組み、見直しを行ってきたところを書かせていただいている。

9ページ目が先ほど申し上げたミッションで、3つのミッションについて書かせていただいている部分である。

10ページ目が取り組みの位置づけで、総合計画を上位計画としつつ、それを下支えする計画、またソフトとハードが連携した取り組みとしていくといったところを書かせていただいている。

34分の11ページのところが行財政改革の視点ということで、先ほど申し上げた4つの視点である。

34分の12ページが計画の体系で、先ほどご説明した体

系となっている。

34分の13ページは目標効果額と確認指標で、この計画期間中の金額的な目標を、地域や少し財政的な面で確認する必要がある指標ということで定めさせていただいているところである。目標効果額としては、この4年間、庁舎増改築基金や公共施設建築物等整備保全基金といったものに当然これまでも計画的に積み増していくということであったが、さらにこの行革計画の取り組みを進めることで4億円程度積み増していくことを目標にしたいと考えている。

また、確認指標ということでは、前回第9次の計画の中でも4つの指標を設けていたが、そのうち2つを引き続き見ていくべき指標として定めている。一つは財政調整基金の基金残高で、一定の残高がないと行財政運営に何かあったときのために備えておくことができないということで、33億円以上を一定の目安と定めさせていただいている。また、財政の柔軟性・弾力性を示す指標として経常収支比率についても、引き続き一定の柔軟性を持たせるという意味では予算時95%以下、決算時91%以下という目標を定め、財政が硬直化しないように毎年度確認をしていきたいと考えている。

14ページ目、取り組み結果の公表については、先ほど申し上げたとおり毎年度、この指標等も含めて公表をしていく。

次に、15ページ目をご覧いただきたいが、こちらは重要目標達成指標で、この計画で何を達成すべきかを定めさせていただいている。計画の中では目標を5つ設定しているが、それぞれに1つから2つの指標を設定し、こちらを達成していくことを目指して改革に取り組んでいくところである。指標の1つ目は、市役所及び出張所の窓口サービスの満足度で、今世論調査を取ると51.7%の方が令和5年度だと「満足・やや満足」と回答していたところであるが、計画終了時の令和9年度にはこれを80%にまで持っていこうという目標を考えているところである。また、これから市役所で「書かない窓口」に取り組んでいこうとしているが、こちらの利用者満足度、これはまだ始めていない取り組みであるので現状値はないが、今後窓口でこの満足度を確認し、こちら80%を目標に据えていきたいと考えている。

目標の2として、行政手続のオンライン化率で、こちらは法令等の支障がなく、適用可能なものについては全ての手続をオンライン化していこうということで令和9年度には、先ほど申し上げたとおり法令等で支障がない

もの、これは必ず紙で押印をするという定めがないものについてはオンラインに移っていくことを考えている。

また、効率的・効果的な行財政運営を目指すといったところで職員1人当たりの人口、1人の職員がより多くのサービスを提供できるよう、より多くの市民を見ていけるような効率的な運営を図るということで、こういう指標を設けさせていただいているところである。

4つ目、職員1人当たりの時間外勤務時間数、こちらもワーク・ライフ・バランスという考え方もあるし、我々の働き方の効率化をさせることで時間外勤務を減らしていこうということで、今の月12.8時間という平均値をさらに減少させていくことに取り組んでいきたいと考えている。

目標の5に連なる指標として、職場の満足度、職員が働きがいを持って取り組んでいるかどうかといったところを、こちらは今後改めてアンケートを毎年確認して、職場に満足しているのかどうか、また仕事に働きがいを持って取り組んでいるかどうかといったところを確認していきたいと考えている。職員の80%以上が満足している、そう思うと回答できるようなところを目指していきたいと考えている。

34分の16ページ以降が行財政マネジメント計画のところになる。個々の取り組みについては、個別のご説明は割愛させていただくが、目標1から目標5までの取り組みに22の取り組み項目ということで設定をさせていただいている。そのうち重点となるものには「重点」というマークをつけさせていただき、またDX推進計画と共有する取り組み項目となるものには「DX」というマークをつけさせていただいているところである。

例えば34分の19ページ、一番上に「書かない・待たない・回らない窓口の実現」ということで、先ほどの書かない窓口に今取り組んでいるといったことをお話ししているが、こういった取り組みは当然これからの重点的な取り組みであるとともにデジタルの考え方も用いながら市民サービスの向上と職員の業務の効率化を併せて図っていくことを考えているというところで、各項目でどのような取り組みをするのかといったことで主な取り組み内容事例を掲げさせていただいているところである。

34分の26ページ、推進体制ということで、この行革計画をどうやって進めていくのかということであるが、第9次の行革計画については、毎年見直しをしながらというところで大体80項目の具体的な取り組み項目を定めさせていただいたところであるが、具体的な項目を

進捗管理するという計画ではなく、先ほど申し上げた5つの目標、22の取り組み項目を定めさせていただいて、それに基づいて各所管部・所管課において自分たちで主体的に考えられるような改革になるとよい、人財育成にも重点を置きながらと考えているところであるが、具体的な流れとしては、やはり現状を見直すということが重要かと考えている。そういった意味で今BPRの予算を認めいただきながら取り組んでいるところであるが、まず最初に来るのは、自分たちの業務を見直してみようというところ、業務の可視化を行った上であるべき姿を描くことを進める。そういった中でどのように改善を図っていくのか、それをアナログでやるのかデジタルでやるのかといったところを進めるということで毎年度何事業か、今予算的には全庁で15事業程度としているが、15事業程度を見直しながら、そのうちさらに重点的に改革を進めていく必要があるだろうといったものについては、所管課と行政管理課、情報政策課が連携してプロジェクト化しながらその改革を進めていくといった形で事例をふやしていきたいと考えている。

34分の27ページ以降がDX推進計画となる。DX推進計画については、3つのビジョンを掲げている。1つ目がきめ細やかで手厚い行政サービスということで、やはり市民サービスを第1に置くという考え方である。市民の方がよりサービスに満足していただけるような、素早く丁寧で誰一人取り残さない、こういった視点でのサービスを提供していくところである。

また、デジタルであるので、行かない市役所を実現したいと考えている。これまでのように窓口に来ていただいて、さらにいろいろな窓口を回っていただいてといったところを解消していくことを考えている。

こちらについては、本庁舎建て替えを目指して、本庁舎にはなるべく来なくても済むような形でこれからの市役所を実現していきたいと考えているところである。

3点目であるが、DXを継続する組織体質ということで、行財政マネジメント計画でも人材育成が重要だと書かせていただいているが、こちらについてもデジタルを使う使わないというのがあるが、常に改革の視点で自分たちの業務を見直しながら、アンテナも張って新しい技術も取り入れながら、そういったことに取り組んでいける組織にしていくというところで、この3つのビジョンを実現するための計画と考えている。

そのための行動指針とサービス設計指針ということで、職員はこういう視点を持って行動するという6点、それ

から新たなサービスを設計する、今までのサービスを見直すといったときにはこちらに掲げた6点のサービス設計指針に照らし、自分たちの業務がこうなっているかを視点に持っていただきながら業務の見直しを進めていきたいと考えている。

34分の30ページまで飛ばさせていただいて、DXを継続する組織体質ということで、やはり重要なのは人財育成であると考えている。デジタル人財の育成に今年度から取り組みを始めていきたいということで、デジタル人財になるための研修、今、日野市、稲城市、多摩市3市で連携したデジタル人財育成の取り組み、また多摩市独自というかガブテック東京が共同調達した動画プラットフォームを活用しながらの人財育成研修といったものを組み合わせながら、自分たちでどうやったら改革ができるかを考えていけるような人財育成、また組織づくりを進めていきたいと考えている。

34分の31ページの推進体制、またDX推進手法というところであるが、先ほどの行革計画はBPRを中心に進めていきたいというところであるが、DXについてはまず何でもよいかからご相談いただきたいということで、困り事があったら情報政策課DX担当にご相談願うということでウェブフォームからの受け付け等をさせていただき、どのような困り事があり、その困り事をどう解決していったらよいかを所管課とDX担当、行革担当の行政管理課と一緒に考えながら、それを実現解決していくという体制を取り始めたところである。今回の取り組みについては、行政管理課、情報政策課と一緒に所管課と伴走しながら推進していく計画を進めていくところである。

34分の32ページについてはDX推進計画の全体像で、3つのミッションを掲げ、3つのDXビジョンを掲げて個々の取り組みを進めていくところである。

説明が長くなったが、行政管理課と情報政策課でこの2つの計画を併せて策定したということで本日はご説明をさせていただいたところである。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

○上杉委員 この一つ前の協議会4、060614の2、概要、(1)計画の位置づけというところに「行革計画」と「DX推進計画」を一体的に策定することとしたと記載されている。私たちの総務常任委員会ではこのDXのことについて所管事務調査としているが、その中で市民サービスの向上も一体的に考えている。この計画の位置づけの中で先ほどの市民サービスの向上というのはどこに位置づ

けられるのかについて教えていただければと思う。

○大島行政管理課長 全体の中では先ほど申し上げたように行動指針やサービス設計指針といったところで基本はまず市民サービスであるということを置かせていただいている。それから、具体的には34分の9ページのところにミッションがあるが、そのミッションの中で利便性と満足度の高い市民サービスを提供することを実現しなければならぬと考えているところ、それから34分の11ページ、行政サービスの質を高めるという視点でこの計画に取り組んでいくというところ、また目標の中では、目標の2番になるが、デジタル技術を活用した業務効率化と質の高い行政サービスの提供ということで、この取り組み項目の中には、1番目だと先ほど申し上げた書かない・待たない・回らない窓口の実現、5番目、20ページ、行政手続のオンライン化、7番目、本庁まで行かなくていい窓口の仕組み、こういった取り組みを各目標にちりばめているということで、どれが市民サービスの向上かというのは、これであるという一つのものではないが、そもそも市民サービスの向上と行政の効率化というその2点を柱にしながら取り組みを進めていくという考え方である。

○上杉委員 もう一つお聞きしたいと思う。書かない、窓口で待たない、回らないということを説明していただいたと思う。その中で、いろいろな手続や申請業務を今後オンライン化、ウェブアプリケーション化していくということだと思うが、そうなってしまうと必要な入力フォームにいろいろなことを入力していくわけであるが、こういったことを市に知ってほしい、伝えたいというきめ細やかなことを一体そのフォームのどこに書けばいいのかわからない方もおられると思う。もしこういったことを進めた場合、きめ細やかなサービスが今までのようにできなくなってしまうことにはならないのかお聞きしたいと思う。

○大島行政管理課長 今言っていたように、デジタルやオンラインといったものが苦手な方というのは一定数おられる、またそういうものをあまり好まない方もやはりおられると思うので、これからの行政サービスについては、デジタルでの業務の完結は目指すが一定のアナログでの手続というのは残していくので、これまでと同じように窓口がなくなるわけではない。また、窓口に来て職員がデジタル的に手続をしてあげる、例えば書かない窓口についても、自分で入力フォームに入力するというやり方もあると思うが、それを職員が代わりに入

力してあげることもあると思う。例えば免許証等を読み込んで、そこから情報をOCR等で取り込んで直接入力できるようなシステムツールもあるので、そういった形で市民の方が戸惑うことのないように、迷わないようにといったことも併せて考えていくようなサービス設計をしていくということである。今いろいろなシステムやツールがあるので、そういったものを活用しながら市民によりよいサービスを提供できるように考えていくところである。

○岩永委員 資料の作り方のことで確認したいが、34分の6ページのところの図であるが、経常収支比率の推移と基金残高の推移ということでは、ここは令和3年度までの推移が掲載されているかと思うが、ほかのところは例えば34分の8ページを見ていただくと、現時点ということで令和4年度末を取っておられるのに、どうしてここだけ令和3年度末の図をお使いになって提示をされているのか。何か理由があったら聞きたいと思った。

○大島行政管理課長 こちらは第六次多摩市総合計画で使った表を持ってきたもので、本当は最新にすればよかったのかもしれないが、財政白書等では市でも最新のものを使っているところであるが、今回については策定途中で令和3年度までの図を使っていたところになる。特に令和4年度を隠したいとかそういう意図ではない。

○岩永委員 何でここだけこのような図になっているのか、ほかのところは4年度になっているので、やはりそういうところも気にして作っていただいたほうがよいかと思った。

多分経常収支比率は令和4年度87.2%に上がっていたりするので、少し下降している、上り坂であるという傾向も見えると思うし、残高も少しは減っていると思うので、そういったところも最新のものを載せていただいたほうがよいかと思った。

もう一つであるが、これ「伴走支援」と書いてあるが、その姿が具体的によく見えないというか、図で示されると情報政策課やDX推進担当の皆さんが各課に寄り添ってというようなことだと思うが、正直言って何人の人がどのような形で寄り添っているのかという具体的な像が見えない。机上ではそれはそうだろうと思うが、どのように何人の伴走支援できる人がいて、その人は一体幾つの事業を持って面倒を見ているのかというところが非常に気になったのであるが、その辺具体的にもしあれば伺いたいと思う。

○大島行政管理課長 今言われたように何人という具体

的な伴走支援のための職員がいるわけではなく、例えば情報政策課は今2係と1担当、基盤係、システム係、情報政策担当ということで4人の係長がいて、それぞれ職員がいる。したがって、どのような解決方法になるのかによって、例えばシステムが必要だとなればシステム係の人に一緒に入ってもらう、またDXの他市の事例が知りたいのだということであれば情報政策担当からこういう情報を提供したり、チームをそれぞれにつくりながら一緒にやっていくというのが伴走支援かと思っているので、そこに行政管理課もデジタル以外のところでは絡んだりする。したがって、その課題、課題ごとに誰が絡むべきなのかを考えながらプロジェクト化していこうかと考えているところである。この計画ができてからすぐに具体例があったということではない。

○岩永委員 はっきり言って人手が足りるのかと思っている。プロジェクトごとにやっていくというのはわかるが、大体皆さんの中ではそのプロジェクトというものがどのくらいの数になることを想定されているのか、それに基づいてチームはその都度その都度人を入れ替えながらやっていくのかもしれないが、今いる人数だけで本当に足りてやっていけるのかということについては少し疑問があるが、そのあたり所管としてはどのように今考えておられるのか。

○大島行政管理課長 これまでも何かシステムを入れたり、例えば今介護保険のDXなどにも取り組んでいるが、そういったところでやはり所管課である介護保険課の方と情報政策課、例えばシステム係や情報政策担当と一緒に新しいデジタル化の取り組みをやっていたり、これから子どもDXのようなものにも取り組んでいかなければならないという中では、所管課で課題を考えていただく、何を解決するのかというのはあると思うが、そこに合った人材をこちら側としてもあてがっていきというか、一緒にやっていくという形になる。それが何人いればいいのかであるが、手が回るところまでしかできないというのが正直なところであるが、幾つかのプロジェクトに常に関わっていなければいけないということではないので、進捗度に応じて優先度をつけながら取り組んでいき、現有の職員の中でやっていきたいという考え方である。したがって、先ほど申し上げたとおり情報政策課では4つの係があって4人の係長がいる、また行政管理課でも2人の係長がいて、それぞれに担当職員がいるという体制の中で、それぞれに支援をしていこうと考えている。

○岩永委員 あと、これは別に特にこの計画の中に載っ

ていなくても皆さんでやっていくのかと思うが、人財育成が言われているにはあまり人財育成部門の顔が見えてこないというかDXの部門だけで一生懸命人財育成をしていかなければいけないような印象に受け止められる計画だったが、そのあたりはどのような計画のもとにデジタルの推進に資する人財育成をしようとしているのかという具体的な計画書はお持ちなのか。

○大島行政管理課長 先ほど人財育成を今3市で取り組み始めたというところでお話をさせていただいた。日野市さん、稲城市さんと多摩市の3市で、今はまだ委託事業者が決まった段階であるが、その事業者さんと今年度職員のアセスメント、どのぐらいのスキル・リテラシーを持っているのかを調査しながら、その人財に合った研修というのはどのようなものなのかということで、コンサルタントさんと一緒に人財育成計画的なものをつくっていこうと考えている。その中では各市人事部門とDX部門と一緒にそういう計画策定、また今後人財育成基本方針、それはデジタルに限らずであるが、そういう人財育成基本方針等にデジタルの考え方も盛り込んでいけないうということ、そういったことも見据えながらそういう取り組みを3年間ぐらいで実施していきたい。今の多摩市人財育成基本方針ではデジタルはあまり出てこないと思うが、3年後に改定するようなときには、そういった考え方も含めた、デジタルがこれからの時代本当に基本的なものになってくる、また職員にもそういうものが求められるということで、今、人事課とも一緒にそういう取り組みを進めているところである。

○岩永委員 あちこちで立派な計画を各部署がつくっていただくのは大変結構なことだと思っているが、こういう計画をおつくりになったときに、全職員の皆さんにはどのような形で共有されてこの内容を理解していただいているのかといつも思っているが、この計画についてはいかがか。

○大島行政管理課長 計画の策定については、こちらの計画については行財政改革推進本部という市長をはじめとして部長級の職員の会議体で策定を進めてきたところになる。その各部では、策定段階において常に各部の中で今こういう取り組みが全庁で進められているというような情報共有をしていただきながら進めてきたところで、そこで集約したものがこの計画になっているところである。また、当然計画ができたところでは、庁内に計画の策定ができたという周知をしているところである。まだこれからになるが、そういった計画を見たからといって

中身がわかるというものでもないとは思っているので、いろいろな周知の取り組みをしながら全職員でデジタル化や業務の改革に取り組んでいけるように考えていかなければいけないというところで、そういったことも含めての人財育成かと思っている。

○岩永委員 事前にこういうことを聞くとやっているわけではないのでなかなか具体的なことが聞けたわけではないが、例えば図書館を新しくつくるといふようなところだと、そこに関わっている職員の人がきちんと理解してつくっていくということがあればよいと思うが、これは本当に根本的に自分たち自身の働き方を見直したりしていかなければいけない計画であり、多分非常に重要な計画だと思う。つくる段階でいろいろな行革本部があつてということは言うが、そこに関わった皆さんがこれを持ち帰りどのように各部署において共有していつているのかが問われるのではないかとと思っている。つくる段階でもいろいろな方にワークショップ等であつていただきながらということはあるとされていると思うが、そうはいっても、この計画をつくった、できた、よかったね、よろしくお願ひするというようなことでは進んでいかないと、具体的に皆できちんとこの内容をシェアしていくことを進めていかなければいけないのではないかと、それはまた何か研修の中で取り組むような感じになったとしても、それも例えば一部の人にしかその研修受けていただけなかつたりすると共有できないのではないかと。本当に全庁で皆一人ひとりが意識的にこれを自分たちのものだと考えて一緒に進めていくためにはどういった研修が必要なのだろうかを検討し、丁寧に取り組んでいっていただきたいということだけ申し上げておく。

○大島行政管理課長 今言われたように全職員が自分事として捉えて進めていくことが重要だと考えている。デジタル人財の育成については、この4年間の計画期間中に全職員を対象に研修等を実施していくことで全職員がデジタル人財になっていくことを考えているので、そういう意識を持ちながら進められる組織づくりをこれから進めていく。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

○小林委員長 この際協議会を暫時休憩する。

午後0時14分休憩

午後1時15分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会事項5番、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側から説明を求める。

○本多保健医療政策担当部長 それでは、日本医科大学多摩永山病院の建て替えについて、状況の説明をさせていただきます。資料は、協議会資料の5番になる。

まず27分の1ページ目の大きな1番、これまでの経過等についてであるが、こちらについてはこれまでの経過を時系列でまとめたものになっている。次のページにかけて記載がされている。

3ページ目の大きな2番の現在の状況等について、こちらが新たに説明させていただく部分になる。今回新たに2つの文書のやり取りがあつたのでその説明をさせていただきますが、まず1つ目が、令和6年3月に日本医科大学から多摩市に提出された文書である。2つ目が、令和6年5月に多摩市から日本医科大学に対して提出した文書である。

最初に、令和6年3月に日本医科大学から多摩市に対し提出された文書の説明をさせていただきます。資料は27分の4ページからが該当の文書になる。

まず文書のタイトルであるが、「確認書(令和元年7月31日付締結)の解約について(「旧多摩ニュータウン事業本部跡地」及び「多摩市内」での新病院移転・建替え計画の検討終了について)」とある。

この文書に移転建て替えの検討を終了するに至った経緯が記載されており、大きな要因としては、新病院移転建て替え資金の調達めどが立たないこと、もう一つ、多摩永山病院の単独の収支状況も厳しい状況が続き、新病院建設後、病院経営を長期間継続するための黒字経営を維持することが不可能と判断し、多摩市内での移転建て替えの検討を終了せざるを得ないということが記載がされている。

もう少し細かく説明をさせていただきますが、ページの第2段落、「しかし」から始まる部分であるが、こちらに建設費用を自己資金だけで負担することは難しく、自治体からの資金協力が病院建設の必須条件であると、そのため多摩市に対し財政支援を依頼したが、多摩市からは要望事項の包括的な受け入れはできないとの回答だったことや、建設費が高騰し、法人単独により病院建設が困難になったというような記載がある。

また、次の「また」から始まる第3段落であるが、こ

ちらには多摩永山病院単独の累計収支がマイナスの状況にあり、感染症対策や医療DXの整備などへの対応のためには運営費として近隣自治体並みの財政支援が不可欠であることや、次のページに入ると、医療設備の高額化、建物の減価償却などの要因が病院経営にとって後々まで大きな負担となるため、現在の多摩永山病院の収支を考えるとこれまでと同様の医療提供が難しく、この先50年運営を継続していくことは不可能と判断したというようなことが記載されている。

次に、第5段落、「もとより」から始まる場所であるが、様々な検討を行ったが、高騰した建設費を補うだけの資金を得られる見込みが立たないことや、建設資金を捻出するためには現病院を売却することとなるが、早期に売却先を選定する見通しが立たない状況、それと多摩市の財政状況も厳しいため、これ以上支援をお願いすることは難しいとの認識に至ったという記述がされている。

次の「本法人としましては」から始まる段落であるが、その4行目にある新病院移転・建て替え資金の調達めどが全く立たないことや、新病院を建設しても、長期間継続することは不可能と判断し、遺憾ながら多摩市での移転建て替え計画の検討は終了せざるを得ないと判断したというような記述がある。

また、最後の段落であるが、現病院での診療は継続するということが記載されている。

次の27分の6ページ以降については、こちらの検討終了に至る経過をまとめた資料となっている。

次のページがこの資料の目次になっているが、大きくローマ数字のⅠからⅤまでの5部構成となっている。

まず9ページのローマ数字のⅠでは、多摩市に対し依頼した内容がまとめられており、大きな1番の7つの要望事項では、市に対し依頼した7つの要望事項と、2番のところでは、各要望事項に対する日本医科大学の見解が示されている。

少し先のページになるが、大きな3番のところでは、7つの要望事項に対する多摩市からの2回の回答、こちらは昨年3月と5月に回答しているが、それに関する記載がある。具体的には多摩市から要望事項の包括的な受け入れはできないとの回答があり、そのため日本医科大学としては別途の方策、これは建設資金、あと運営費の確保の検討に着手することとなったとの記述がある。

次に、17ページ目のローマ数字のⅡ、建設費の高騰のところでは、棒グラフのとおり建設費が2020年時点と比

べて1.8倍の約280億円になっているということが示されている。

また、次のページのローマ数字のⅢでは、運営資金についてということで、南多摩医療圏の自治体が病院会計に支出している金額が示されている。

それと25ページのローマ数字のⅣでは、確認書の解約について触れており、これまで検討を進めてきたが打開策を見いだすことができなかったことや、何らかの財政支援がないとこの先の経営は不透明となるため、不本意であるが検討を終了せざるを得ないと判断したとある。

次の26ページ以降については、これは令和6年5月8日付で日本医科大学から検討の終了が告げられたため、多摩市としての回答文書になる。タイトルについては、「確認書（令和元年7月31日1日付締結）の解約についてに対する多摩市の考えについて」としている。

この文書のこのページの第3段落であるが、「多摩永山病院は」から始まる部分では、多摩永山病院の有する機能、役割について、また次の段落では平成30年に発生した市内大規模火災事故の救助活動、それと新型コロナウイルス感染症では多くの重症患者の人命を救っていただいたことへの感謝、次の段落では町の発展が、多摩永山病院が献身的に市民の健康増進を追求したことで築き上げられてきたこと、地域にとってかけがえのない病院が今回の判断をしたことについて痛恨の極みであるとしている。

さらに、次の「振り返りますと」から始まる段落であるが、ここでは日本医科大学からの要請を踏まえて、移転先が旧多摩ニュータウン事業本部用地へと変わり、市議会への説明、それと関係者等との調整を行い、可能な限りの支援を行ってきたことを述べている。併せて、昨今の物価上昇など、病院をめぐる様々な環境変化により新病院建設費の見込額が高騰していることについて理解するということを述べている。

最後のページの上から3行目の後半部分だが、こちらには新病院建設費約280億円の半額の財政支援、それと市立病院を有する自治体が毎年病院会計へ繰り出すのと同規模の支援といった巨額の財政支援については、地方交付税や特別交付税の交付が望めない多摩市にとっては、財政に及ぼす影響が大きいとし、一自治体の能力を超える負担であることから、本市にとって苦渋の選択であるが、確認書の解約の申し出を受入れざるを得ないということも記述している。

以上のように多額の財政支援を求められていて、我々

としては、できる範囲の支援を行うスタンスで協議に望んでいたが、日本医科大学側が要望する支援の内容と多摩市が負担できる支援との溝が埋まらなかったことから、最終的には日本医科大学が今回のような判断に至ったということである。長くなったが、説明は以上である。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○**上杉委員** 病院側が老朽化しているというところで、今後しばらくは病院運営をやっていくというところであるが、老朽化しているというところで、今後どのように病院運営を続けていくか、病院側から聞いていることがあれば教えていただければと思う。

○**本多保健医療政策担当部長** 日本医科大学から今後については、文書以上のことはまだお伺いできていない状況であり、いただいたペーパーにもあるように、現病院は診療を継続していくというところまでである。市民の方も気になるのは、今後いつまであそこで診療するのかということであるので、我々としても、引き続き日本医科大学と協議というか、連絡を取り合いながらそういったところの確認をしていきたいと考えている。

○**上杉委員** 多摩市はこれまでも日本医科大学に対して支援をしてきているが、そういった支援は今後継続していく予定があるのかお伺いしたいと思う。

○**本多保健医療政策担当部長** 我々として金銭的な支援は今のところ具体的なものは無い。日本医科大学との関係としては、いろいろな予防接種といった医療的な部分での役割をお願いしている部分がある。そういった面では引き続き関係性を保っていくということである。

○**いぢち委員** 現段階ではお答えが難しいだろうと思いつつ伺う。今、上杉委員からの質問やご説明にもあったとおり、いつまでいてくれるのかが当然大きな懸念であり、もう一つは、代わりの病院はどうなるのかということである。その場合に、例えばいついつ限りで日本医科大学が撤退するとわかったときから動き始めるのではおそらく遅いだろうと感じるが、ただ、病院の招致などが特に今の状況では難しいであろうことは想像にかたくない。

そうした中で、今後の南多摩医療圏の維持のため、特に三次救急を担っていただくというポジションを何としてもつくるために、今、可能な限り考えられることがもしあったらお伺いしたいと思う。

○**本多保健医療政策担当部長** 言われるように、いつまであそこで継続して診療ができるのかというのが一番肝心なところだと思う。ただ、今現在いつまで診療する、

今後どこに移転するというような具体的な話はまだ出てきていないので、我々としても具体的に何かすぐにできることは今のところないが、ただ、日本医科大学の役割としては、三次救急などいろいろな部分での役割を担っていただいているので、そうしたことをいかに継続していけるのかというところは多摩市だけではなく南多摩医療圏の中でも非常に重要な観点であるので、各市とも意見交換しながら具体的な検討を何かできるのかというところは今後考えていきたいと思っている。

○**いぢち委員** この件に関して東京都がどのように考えているのか、また、どのように何らかの助力なり関与なりを求められるのかを最後にお伺いして終わりにする。

○**本多保健医療政策担当部長** これまでも東京都さんにはポイントポイントで状況の説明をしてきているが、特に財政的な支援という観点からは日本医科大学の要望に応えられるような支援メニューは具体的にないということで、なかなかそういった点でのご支援をいただけなかった。ただ、繰り返しになるが南多摩医療圏の三次救急という点では、この医療体制については東京都さんにも絡んでいただいて一緒に検討していただかなければいけないと思っている。今後引き続き東京都とは連携を密にして、あと南多摩医療圏も含めて対策を考えていかなければいけないと今考えている。

○**遠藤委員** 近隣だと川崎市の聖マリアンナ医科大学東横病院が閉院したが、あその場合だとどれぐらい前に地域医療構想調整会議で話が出てきて閉院が決まったのか、そういうプロセスというか一つの事例として知見をお持ちなのか伺う。

○**本多保健医療政策担当部長** 閉院したのは聖マリアンナ医科大学東横病院で、たしか武蔵小杉にある病院だったと思うが、いつその医療圏に諮ったかという具体的な日にちまではわかっていないが、うろ覚えであるが1年ぐらい前には医療圏の中で議論されたと記憶している。これは東京都以外もそうであるが、病院を閉院するとなった場合には基本的に事後の報告となっている。

ただ、かなり大きな病院でご利用されている方も非常に多いという中では、そういった事態になる場合は前もって多摩市、東京都には相談をしていただくということがまずしかるべき対応かと考えている。そういった対応をしていただかなければいけないかと考えている。

○**遠藤委員** 併せて本市には多摩南部地域病院があるわけで、そういう意味では改めて連携を強めていく必要があると思うが、多摩南部地域病院とのチャンネルやパイプ、

本件に関する話し合い、そういうものがあれば何う。

○本多保健医療政策担当部長 本件に関して多摩南部地域病院さんにはご説明に上がっており、こういった状況になるというような情報の共有はさせていただいた。今後多摩市、また南多摩医療圏の中でどのような機能を担っていただくかという具体的な話にまではまだ及んでいないところである。

○岩永委員 総務常任委員会であるので行政管理課に伺っておくが、土地を交換して、駅前の土地のところに病院が来るということで動いていたわけであるが、結果的にこの話がなくなったので、そうしたら駅前の土地がどうなるのかという問題を次考えていくことが求められるかと思っているし、実際にその問い合わせもあるわけである。3月の議会には日本医科大学さんが建て替えを決定されるまでは暫定的に駐車場としての活用というようなこともあったが、そのときは少し状況が違って行く中で、この土地の活用について今何か考えられていることはあるのか、具体的に例えば市として活用すると決めるのか、それとも駅前の土地なのでまた違った形で活用する方向で考えるのか、例えばニュータウン再生の中に入れてそこで考えていくとか、何かその辺の考え方があれば教えていただきたいと思う。

○松田行政サービス・アセット担当部長 旧ニュータウン事業本部用地である。当然ながら我々も日本医科大学さんに使っていただくような形で想定をしてきたわけであるが、今、本多保健医療政策担当部長から報告があったように、あそこへの移転というのは検討を中止することになったところである。日本医科大学さんが来るという前提で、日本医科大学さんが建設に着手するまでの間は暫定的に駐車場利用も考えられるというようなご答弁をさせていただいたところである。そういったことで今状況が大幅変わってきてしまったということであり、今後の活用についてはまだ白紙な状況である。議会の一般質問でもご答弁させていただいたが、都市計画マスタープランの骨子案では、多摩ニュータウン事業本部用地も含めた永山駅周辺は、商業、医療、福祉、業務、公共、公益、生活支援といった複合的な機能が集積する拠点を形成する地域と位置づけられている。また、諏訪永山まちづくり計画でも永山駅周辺をひとつの拠点とするための再構築をリーディングプロジェクトとして位置づけ、地権者等と勉強会をしているところである。本用地は駅周辺の一体的再構築に向けて重要な土地と考えているため、今後については、このような状況も踏まえながら、

まちづくりに利活用できないかというような観点から検討していくところである。

○岩永委員 利活用について検討していくというのは、そういう考え方もあると思うし、それを否定するものではないが、一体再構築、一体的にまちを再構築しなくてはいけないと言っても、その内容が確定されるまでにも一定程度時間があるかと思ったときに、その間あの土地が遊んでいる状態で、今も本当に季節がよくなってきたのでとても美しい雑草というか、本当にはげた土地だったところに緑色のものが生えてきて随分美しい感じになっている。そのまま放っておくのかどうかというところがあるかと思っているが、そのあたりはどのように考えているのか。

○松田行政サービス・アセット担当部長 今、今後長い目で見たときの利活用についてお話をさせていただいたが、それもある程度の時間軸があるという中では、日本医科大学さんが来るような状況とは違ってしまっただが、雑草が生えて遊んでいる土地というよりは、仮に駐車場等のそういった暫定利用も考えていきたいと思っている。

○三階委員 日本医科大学さんから最後の連絡があり、そして多摩市も5月に返答したと、それから一月ぐらいたっているわけであるが、今のところその間は両者何も連絡を取り合っていない。今後何かしら話をする予定はあるのかについて伺いたいと思う。

○本多保健医療政策担当部長 5月8日に私どもから日本医科大学さんに文書提出をして、それ以降も何回かお会いをして話をしているが、どちらかというところのすり合わせというか、情報の共有をさせていただいた。それで数回顔を合わせたけど、今後いつお会いするかまでは今のところ決まっていない状況である。ただ、間が開いてしまうことがないように連絡は取り合いたいと思っている。

○岩永委員 あと一個確認をしておきたいが、あそこのUR都市機構の土地は病院が来るためにということで警戒区域の解除をしたが、今は例えば公共的に人がたくさん集まってくることが想定される市役所のような建物などもあそこに建てられると理解してもよいのか。前はあそこが警戒区域だからという理由で市役所には適さないというようなことも議論になっていたかと思うが、その点だけ伺っておきたいと思う。

○松田行政サービス・アセット担当部長 当該地については、いわゆる土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

であったが、そちらは解除されているような状況であり、先ほど申し上げたような商業、医療、福祉一体となることの目的に使用するには問題がないと理解している。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項6番、(仮称)アセットマネジメント計画の策定に向けた進捗状況について、市側の説明を求めらる。

○**松田行政サービス・アセット担当部長** (仮称)アセットマネジメント計画の策定に向けた進捗状況についてである。本件は、この後に続く7番目の案件のコミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針(素案)、8番目の豊ヶ丘複合施設整備方針(素案)について、9番目の桜ヶ丘コミュニティセンターの大規模改修について、こういったところと関連してくるようなところである。

ご案内のとおり(仮称)アセットマネジメント計画については、公共施設の見直し方針と行動プログラムの次期計画として今年度、来年度で策定していくところである。まだ具体的なことをご報告できるところではないが、現在の(仮称)アセットマネジメント計画の策定に向けた進捗状況について報告をさせていただく。

○**萩野資産活用担当課長** 協議会資料の6である。2ページ目をお開き願う。これまでの経緯について記載をさせていただいている。多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムの策定が平成25年、その後平成28年に更新をさせていただいて、今年の3月に令和6年度当初予算にて(仮称)アセットマネジメント計画の策定業務支援の委託料の予算のご承認をいただいた。これから今年度、来年度で策定していくところである。

次のページに、現在の進捗状況について記載をさせていただいている。現在は計画策定支援業務の受託候補者を選定しているところである。今後一次審査として書類審査を行い、二次審査としてプレゼンテーションを行うような形で、公募型プロポーザル方式で受託者を決定していきたいと思っている。8月決定をめぐりに受託者を決定する予定である。

(2)のところ、「公共施設に関する意見交換会を開催準備中」と書かせてもらっている。この中で「みんなで一緒に考えよう、公共施設のミライ ～コミュニティ施設と児童館を中心に～」というような意見交換会のイベントを開催したいと思っている。予定日時については、記

載のとおりである。説明の内容としては、検討を開始した段階であるが、(仮称)アセットマネジメント計画の策定に向けた現時点の考え方ということで、今後この2年間かけて策定していくという話の中では、現在の状況、様々な物価高騰もあり、人口の関係もあり、様々な状況もご説明しながらこの話をさせていただいた上で、この案件の次にご説明をするコミュニティ施設の今後のあり方についてや、子ども教育常任委員会でご説明させていただく児童館の基本方針について、意見交換会という形で取りまとめてご説明しようと思っている。

次のページになる。今後の予定についてスケジュール表を書かせていただいた。今回令和6年7月になるが、意見交換会を開催させていただき、その後市民参画としては、アンケート調査、市民フォーラム、さらに市民説明会、パブリックコメントということで参画を図りたいと思っている。庁内の中では様々そのイベントに応じて策定準備、課題整理や骨子案、素案と検討してきた、来年度の最後に決定を迎えたいと考えているところである。説明は以上である。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○**上杉委員** この計画のことで少しお聞きをしたいと思うが、以前多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムの中で最も問題になったのが4つの図書館と児童館の廃止で、市民からの陳情が出たというところで伺っている。今後このアセットマネジメント計画については8月をめどに受託事業者を決定するというところであるが、この受託事業者にはこれまでの経緯をしっかりとお伝えいただけるのかどうかお聞きしたいと思う。

○**萩野資産活用担当課長** 今公募しているところであるが、公募資料の中でもこれまでの経緯については記載をさせていただいているし、当然受託者が決まった後にはこれまでの経緯について丁寧に共有しながら今後の進め方について検討していきたいと考えているところである。

○**岩永委員** 先ほどの上杉委員の話の続きで、受託者を決定するというところであるが、計画策定を支援するというところでは具体的にどのような業務の支援をしていただこうと考えておられるのか伺いたいと思う。

○**萩野資産活用担当課長** まずはこれまでの振り返りということで多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムについての評価をしていただきたい。今後進めていきたい市民参画手法のアンケート調査の様式の決定、市民フォーラムを開催するための準備、当然ながら骨子案・素案の検討等についても実施作業としてお願いしたいと

考えて委託するところである。

○岩永委員 今お話をいただいた振り返りと評価というのは、どういう観点で振り返りをし、どういう観点で評価をするのかと思っているので、もう少し詳しく伺いたい。

○萩野資産活用担当課長 多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムについては、平成25年に策定したが、10年間で90億円という目標額を設定している。それらについて、この10年間で達成できているのかできていないのか、また今後それらをつなげていくべきなのかどうかというところを、まず、90億円が達成できたかどうかを振り返っていききたい。さらに、それらを今後に向けてどうしたらよいのかというところを評価していききたいと思っているところである。具体的な今後の目標策定に当たっては、それらの振り返りが必ず必要になってくる、評価が必要になってくると考えているところである。

○岩永委員 私の記憶が間違えていたら申しわけないが、私の認識では今後10年間で90億円の一般財源が不足するというのは、これを今のまま維持するために建て替えたり改修をしたりすることが前提だったと思う。それをこの事業者を入れて評価するという意味がよくわからなかった。別にそれは今あるものを、皆さんで言うと施設白書や総合管理計画などを見れば、この90億円が達成できたかどうかというのは簡単に出るのではないかと思ったりもするが、そうではないのか。

○萩野資産活用担当課長 実際には、数値的なところは確かに評価できる。細かい様々なことをやってきたところを、専門家の知見も含めて業者さんの力も借りながら、それらをまとめていききたいと思っているところである。

○松田行政サービス・アセット担当部長 多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムについては、平成25年に策定し、この10年の間、委員がご指摘いただいたように様々なご意見をいただき、陳情も出て採択され、市民の対応をしているような状況もある。こうした問題の一つとしては、我々が90億円削減という数値目標、あと公共施設が2個あるものを1個にする、そういった行政目線の目標も市民の方に十分ご理解いただけなかった問題があると考えている。10年前に掲げたその90億円の削減ができたかどうかという検証はもちろんであるが、次の計画の策定に当たっては、そういった数値目標が妥当なのかどうか、行政目線からの目標設定だけではなく、市民の方にとってこのまちで幸せに暮らすためにはどのような機能が必要か、どのような行政サービスが必要かを

対話により十分に聞き取りながら計画を策定していくような手法が今の計画にはよいのではないかという視点もある。そういった点も踏まえて、支援業者の方と一緒にそういった今までのやり方の評価をするとともに、今後こういった計画が皆様にとって一番望ましい計画になるのかという視点で検討していききたいと思っている。

○岩永委員 例えば今回コミュニティ施設や児童館を中心に意見交換をしようというようなことがあった場合、当然に担当所管の方も一緒にやっていくことになると思う。今お話があったように市民にとって必要な機能はどのような機能にしていくのかというところは、それは別に皆さんがやるのではなく、日頃から児童館なら児童館、コミュニティ施設ならコミュニティ施設なりに皆さん事業部で職員さんがおられるので、その方々が日々やりながら決めていかないといけないのではないかとこのころに行政サービス・アセット担当の人たちが入ることによってどういう効果を狙っていくのかというところが少し見えにくい。それは後からも聞こうと思ったが、今後の予定について例えばアンケート調査があるが、このアンケート調査というのは一体どういうことを想定しているのか。例えば皆さん公共施設を使っているかということだったら皆使っている人は使っているだろうし、使っていない人は使っていないだろうし、児童館がどのくらい使われているのかを調べようって言って、ただ数だけで使っている・使っていない、何人が使っているということで優劣や序列、アンケート上ではたくさんその施設が使われているから、だからそれがよいと言えない側面もおそらく出てくるだろうと思っている。今のお話のように市民にとって機能をどうするのかも議論していききたいのであるが、そこにどのようにこのアンケートを組み入れていくのが全然見えなくて、皆さんが想定しているこの受託事業者の人たちにアンケートの調査を任せよう、あるいはフォーラムをやらせようというところもあると思うが、こちらできちんとかいいう形でやっていかなくてはいけないというイメージを持ちながらでないとうまく進んでいかないのではないかと私は思っている。したがって、そのあたりについて今どういうことを思っているのかと思ったので、受託事業者の皆さんにどのような内容で仕事を任せたいと考えているのかという私の最初の質問につながったのであるが、その辺はどうなのか。例えばアンケートをすと言っても、児童館の機能のことをよく知っている人に児童館のことをアンケートしなければ、皆さんが言われているような目的

に沿った回答は得られないと思う。児童館を使っていない人は要らないとなるわけである。図書館も、使っている人にとっては大事かもしれないが、使っていない人にとっては、図書館よりもスポーツ施設だと思っている人にとっては、スポーツ施設は残ってほしいが図書館はそれほど自分の生活に必要なことになってしまうかもしれない。そのあたりも含めてきちんと市民が思っていることをどうやって把握しながらこの施設問題の解決策を見いだしていくのがきちんとわかるようなアンケートにしていけないといけないと思っているので、そのあたりのイメージはどのように考えているのかを聞きたいと思った。

○松田行政サービス・アセット担当部長 言われることはすごく理解できる。まだ支援業者も決まっていないような段階で、これからというのが正直なところである。その施設を使っている利用者の意見もちろんそうであるし、そうではない公共施設を今まで使っていなかった方々の意見もちろん必要であるし、そういった中でどういった行政サービスを求めているのか、それを施設に、当てはめるとどのような形になるのか、そういったところも含めて市民の意見を聞いていきたいというところでアンケート調査を実施していきたいと思っている。

○岩永委員 多分そういうアンケートを実施しようと思うと、かなり高度にスキルを持った方でないと難しいのではないと思う。結局使っている人と使っていない人といういろいろあると思うが、要はお金をどこにどう使うのかということの内容ではないか。だから、公共施設がこれほどたくさんあって、最初に10年間で90億円足りないと出したことが本当に悪かったのかと思うわけである。足りないことは事実で、それがあから、それを皆さんこの90億円を捻出しなくては続いていけないわけだろう。今のものを全部と言うと。そういうことがあるから使っていない人にも理解ができるわけである。そういうものがなければ、別に使っていない人は結局自分たちの税金は、ほかに使っている部分があるかもしれないが、どのように使われているのかという税の使い道の行方のようなところの一つとして、いや、こんなに公共施設にお金が使われているのだと、これを維持しようと思ったら、維持できたらよいかもしれないが、だがやはりこれだけ改修にお金がかかる、継続して運営していくにはお金がかかる。そうなってくると、やはり自分たちが、例えばもっと介護や福祉や医療を充実してもらいたいと思っているところにお金がうまく循環できていかないという

ところを理解しながらどうしようかと考える土壌をつくるのが非常に大事だったのであるが、私はそのこの作り方に失敗したなど思っているわけである。90億円を出したから間違っていたわけではなく、事実は事実としてきちんと伝えながら、今こういう状態に市があるのだが、どうやってやっていったらよいのかというところの出し方が乱暴だとやはり伝わらないから、そういう意味で、どういうフォーラムをやるのか、どういうアンケートをやるのか市民には何を自分たちが本当に理解していただきたいかというところをきちんとやっていかないと、相変わらずそのアセットはというところにとらわれてしまうと、建物をどうにかしなくてはいけないようなことになってしまうのであるが、もっと全体的に見て何を伝えるために自分たちはこの90億円を掲げたのだろうか、90億円を掲げたところの数字の伝え方が本当に自分たちの意図どおり伝わったのだろうかという、その行政の取り組んできたプロセスにもしかするともう少しこういうよいやり方があったのかもしれないということがあれば、そのことをきちんとアドバイスしてもらいながら、市民にきちんと情報を伝えるべきなのではないかと私は思う。お金が足りないことは、やはり何か足りないはずである。例えば先ほどの行革の中でも総合福祉センターについては機能を見直すとして書いてあった。突っ込まなかったが書いてあるわけであるから、自分たちが今どういう状況にあるのかを伝えていくためにはどうしたらよいのかという観点で考えていかなければいけないし、このアンケート調査のやり方、全市民に聞くときのやり方と、個々にこうやって聞くやり方も違うだろうし、フォーラムを開くと言うが、公共施設をやっていくのにお金がなかなか足りないというようなふわっとしたフォーラムになるのではなく、そこもきちんとやっていかないと、行革のところだけに興味があっても困るわけであるし、やはりきちんとその下でどういうふうに福祉とかも含めてサービスをやっていくのか。例えばその建物の中にも福祉や教育等のサービスが貼り付いているわけであるから、そういうところも上手にやっていくのかという観点で考えなければいけないから、今後の予定について出しているのはよいのであるが、これだけを見るとよくわからないという心配になったので、今お伺いをした。私は、10年間で90億円足りなくなる、不足するというその出し方がよくなかったとは思っていないので、そのことがあったから皆が混乱したということではなく、上手に情報を段階的にきちんと出していきなりこうい

う計画を出すのではなく少しずつ、フォーラムなども7月と9月と書いてあるが、この1回だけのところでいいのかというようなことも含めながら自分たちでできることを考えていただきたいということを申し上げておきたいと思う。

○松田行政サービス・アセット担当部長 言われていることはもともとで、理解できるところが非常にある。90億円削減の目標値を掲げたこと自体は私も悪いことだと思っていない。厳しい財政状況を理解していただくというようなところでは少し衝撃が強かった部分があるが、市民の方にとってもそれは一定の効果があったかと思っている。一方で、あまりにも行政視線の数値目標、目的のようなところを打ち出し過ぎてしまったがために、市民の方からなかなかご理解をいただけなかったという事実もある。今後の（仮称）アセットマネジメント計画については、まだ未定の部分が多く申しわけないところがあったが、今いただいたご指摘も十分踏まえながら検討を進めていきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項7番、コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針（素案）について市側の説明を求める。

○田島協創推進室長 協議会資料は7番をご覧くださいと思う。今、前の案件であったアセットマネジメントの計画であるが、本来だとこのアセットマネジメントの計画ができた上で、その下にぶら下がっている地域施設、私ども協創推進室で所掌しているコミュニティセンター等のコミュニティ施設の今後のあり方についての方針を決めていくところであるが、協議会のこの次の案件でもあるが豊ヶ丘複合施設については従前から検討しているところでもあるので、今回についてはコミュニティ施設、コミュニティセンター、コミュニティ会館、老人福祉館、地区市民ホール、協創推進室で所管しているコミュニティ施設の今後のあり方、特に複合施設と言われている館については老朽化しており大規模改修を控えているので、そういった施設の今後の再編、機能転換のあり方、また管理運営のあり方について一定の方向性を定めていきたいと思いつくったのが今回の基本方針の素案であるので、そちらの内容を説明させていただきたい。

2ページ目、3ページ目等については、設置目的、これまでの整備経過であるのでご覧いただければと思う。コミュニティセンターとコミュニティ会館、特にコミュニティ会館についてはコミュニティセンターの機能を補完する施設として位置づけている。老人福祉館は老人の福祉活動を推進するための施設、条例上そのように規定されているが、地域の高齢者の方が気軽に集まって交流できる憩いの場として機能している。地区市民ホールについては、市民・地域社会の福祉の増進と文化向上に寄与するための集会・交流の場ということで、基本的には今、この4つの種類のコミュニティ施設を持っている。

3ページ目が経過であるが、こちらもご覧いただければと思う。計画上例えばコミュニティセンターについては、今コミュニティエリアを10エリア持っているが、そのうちの8エリアで現行では9館整備をしているところである。

整備されていないエリアについては、他の施設での機能活用を含めて検討するような位置づけにしている。コミュニティ会館は今、三方の森と連光寺である。老人福祉館については、当初7館構想であったが、最終的には5館で終了し、1館、関・一つむぎ館をコミュニティセンターに機能展開したので、1館はコミュニティセンターに、令和4年9月にオープンした連光寺の1館はコミュニティ会館にした。地区市民ホールも、当初は9館構想であったが、実際に整備したのは5館、そのうちの多摩センター地区市民ホールについては廃止し、愛宕の地区市民ホールについては今の愛宕かえで館のコミュニティセンターに機能を転換したところである。

第六次多摩市総合計画でこういったコミュニティに係る施設をどのように位置づけているかを書いたのが4ページ目の上であるが、特に自治会管理組合等の自治活動、またNPOや市民団体のテーマ活動、コミュニティセンターや公民館でやっておられるサークル活動、そういった様々な地域活動・市民活動が多世代・多分野にわたって活発にされるよう、ハード・ソフトの両面で環境整備を進めるということで書いているので、これに基づいて今整備をしているところである。

(2)以降が現行の先ほどあったアセットマネジメント計画に関わっていくところであるが、現行の公共施設の見直し方針と行動プログラムでの位置づけがそちらに書かれている。

特に5ページ目の各論の中で、コミュニティセンター・コミュニティ会館、老人福祉館・地区市民ホールを

規定している。特に5ページ目の老人福祉館・地区市民ホールについては、今後コミュニティセンターの機能として統合していく。コミュニティセンターにはコミュニティ会館も含めると理解しているが、そういった配置や施設の再編を踏まえ、コミュニティセンター、コミュニティ会館としての機能の再構築を図っていくことにしている。

さらに、各施設についての記載が6ページ目になるが、コミュニティセンターについては、基本的に運営協議会に指定管理でお願いしているが、そちらを引き続き継続していく。コミュニティ会館2館については、既存のコミュニティセンターとの連携を図っていく。老人福祉館、地区市民ホールが今3館あるが、そちらについては、赤字のところに書いているが、次期の大規模改修の時期に合わせて今後の施設のあり方を検討していくことにしているので、こういった記載を踏まえて、特にこの3館ある諏訪、豊ヶ丘、東寺方の老人福祉館・地区市民ホールについて今後どうしていくのが、今回のこの基本方針の中身になる。

7ページ目が、これは参考までに現行の先ほどの4施設がどのようにエリア単位で整備されているかを地図に落とししたものであるのでご覧いただければと思う。

中身に入るのが8ページ目からになるが、コミュニティ施設、特に先ほど申し上げた老人福祉館、地区市民ホールといったいわゆる複合施設と言われている施設を今後どのようにしていくかという大きな考え方を書いているのが8ページ目以降になる。まず施設の再編、機能転換の考え方として、そちらにあるがコミュニティセンター、コミュニティ会館については、これまで様々な経過の中で整備してきた施設であるので、今協創推進室ができたが、そういった協創の実現をしていく拠点として今後位置づけていきたいと思っている。残る大規模改修を控えている既存の3館の複合施設、豊ヶ丘、東寺方、諏訪になるが、そちらについては大規模改修の時期に合わせて世代を問わず広く利用可能なコミュニティ施設、これはコミュニティセンター、コミュニティ会館のいずれかになるが、老人福祉館のように特定の世代の方を対象とした施設ではなく、世代問わず多世代が利用できるようなコミュニティ施設に転換をしていく。これは基本的に多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムの中でも記載しているので、そちらを今後進めていきたいと思っている。ただ、コミュニティセンター、コミュニティ会館のいずれにするかについては、様々エリアの特性、

ほかの近隣の公共施設の配置等から判断していくことにしたいと思う。

9ページ目が管理運営の考え方になるが、基本的には管理と運営に便宜的に分けているが、いわゆるハード部分の管理業務、例えば清掃業務や機械警備、エレベーターや自動ドアの保守、また植栽等の管理、そういったハード部分の管理業務については、今もそうしているがコミュニティセンターも含めて市が直接民間事業者の委託によって行っていく。こちらについては継続したいと思っている。ただ、いわゆる運営業務と言っているソフト業務、館の貸し出し、自主事業の運営等といった業務については、コミュニティセンターは今ご案内のとおり運営協議会、住民組織に指定管理者として行っているが、コミュニティ会館、現在三方の森と連光寺があるが、現行では市が直接運営している。こちらを今後は民間事業者も含めた指定管理者に入っていただくということも考えられるかと思っているので、民間事業者か市の直営か、そういった新たな管理運営手法を取っていくことを可能にしたいと思っている。

今の8ページ、9ページは全体の3館共通の考え方であるが、それを受けて、今残っている豊ヶ丘、諏訪、東寺方、この3館の複合施設の今後のあり方、個別施設のあり方について記載しているのが10ページ以降になる。

豊ヶ丘については、次の協議会案件で整備方針の素案までつくっているのが基本的にはそちらに譲りたいと思っているが、考え方としては、豊ヶ丘については、貝取こぶし館というコミュニティセンターが近隣にあるので、このこぶし館というコミュニティセンターを補完するコミュニティ会館として、コミュニティ機能としては整備していきたいと思っているので、新たな施設整備ができた段階で老人福祉館・地区市民ホールは廃止をしていきたいと思っている。

先ほど申し上げた運営の手法であるが、基本的にはコミュニティ会館も含めて住民組織の運営協議会による運営が望ましいと考えているが、そちらはこれからこぶし館の運営協議会とも話し合いをしていきたいが、難しい場合には先ほど申し上げたような民間事業者による指定管理についても検討していきたいと思っている。特に今、豊ヶ丘地区、貝取地区のエリアについては高齢化も進んでおり、また少子化で学校の規模も小さくなっているという事情を抱えているところであるが、今後の人口構成、ニーズについても何年かたてばある程度変化することも考えられるので、そういったところに柔軟に対応できる

ような運営、そういった手法を豊ヶ丘から考えていきたいと思っているので、ここで可能であれば、民間事業者の提案、ノウハウを発揮できるような運営形態をこれまでとっていないが、今後この豊ヶ丘では試していきたいと思っている。

続いて11ページの諏訪であるが、諏訪複合施設には老人福祉館・地区市民ホールが入っているが、3館共通して言えるがかなり老朽化が進んでいる。耐震基準も満たされていないことがわかっているので、あちらの施設についてはなるべく早期に仮設の施設に移転をしていきたいと考えている。その時点で地区市民ホールとして運営していきたいと思っているので、仮設に移転する時期は時点的にまだはっきりとしていないが、その時点で老人福祉館は廃止していきたいと思っている。特に諏訪エリア、また隣接している永山エリアについては、先ほどもエリア別の整備状況をご覧いただいたが、コミュニティセンターが整備されていないエリアでもある。また、都営住宅の建て替え、UR都市機構による団地再生事業等、今後あちらのエリアについて大きく環境が変わることが予測されているので、こちらも将来的にコミュニティセンターにするかコミュニティ会館にするかについては、団地の再生や都営住宅の建て替え等の進捗を勘案しながら、また豊ヶ丘と同じように整備方針をつくっていく時期がきた段階で決定していきたいと思っている。

最後が東寺方である。東寺方については、コロナ禍の状況もあり、きちんとした形で住民の皆さん、地域の皆さんの意見が聞けていない状況であるので、あくまで所管としてのたたき台と考えていただきたいと思うが、あちらについては、エリア的にはかるがも館、和田・東寺方コミュニティセンター、またエリア的には離れているが三方の森というコミュニティ施設が2館整備されているエリアでもあるので、今後再編した施設についてはコミュニティ会館、いわゆるかるがも館というコミュニティセンターを補完するコミュニティ会館としていきたいと思っているので、その整備がされた時点で老人福祉館・地区市民ホールは廃止したいと思っている。

運営についても、これもまだ全く検討できていない状況であるが、新たに再編後のコミュニティ会館で提供するサービスや機能等については、豊ヶ丘複合施設とも同じようにある程度将来を見据えて柔軟に対応できるようなものにしていきたいと思っているので、今後行政管理課と一緒に地域の意向等を踏まえながら検討していきたいと思っている。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○上杉委員 コミュニティ施設のあり方というところでお伺いをしたいと思う。豊ヶ丘複合施設であるが、この括弧書きされているのは今現在ある施設ということではなかったか。12分の10ページである。

○田島協創推進室長 豊ヶ丘複合施設であるが、実際には老人福祉館・地区市民ホールの2つの施設については今2階にあるが、こちらは協創推進室で所管している、いわゆるコミュニティ施設になる。これ以外に1階に児童館と図書館もあるので、それを全て総合して豊ヶ丘複合施設という形になる。今回の基本方針の考え方については、あくまでもコミュニティ施設と言っている冒頭申し上げた4つの種別の施設について今後どのようにしていくかという、そこまでの所掌範囲で考えている。

○上杉委員 この中で老人福祉館と地区市民ホールを廃止するというところであるが、児童館がどうなるかお伺いしてもよろしいか。

○松田行政サービス・アセット担当部長 豊ヶ丘複合施設のその他の機能については、次の案件でご説明させていただきたいと思う。

○いいじま委員 1つだけ、コミュニティセンターとコミュニティ会館の違いを改めて教えていただきたいと思う。

○田島協創推進室長 一番簡単に書いてあるのが最初の設置目的になるが、主体的な活動によるコミュニティ形成の拠点施設ということでコミュニティセンターは位置づけている。ただ、コミュニティ会館については、先ほどの資料の中でも7ページ目にあるが10のコミュニティエリア、これはコミュニティセンターを整備していく上でエリアを取ったものなのである。これはいろいろな要素を入れてしまってわかりづらくて恐縮であるが、破線が通学区域、丸数字で書かれている若干隣接している部分と重複しているところがあるが、それがコミュニティエリアで、コミュニティエリアごとにコミュニティセンターは整備をしていくこととしていた。ただ、そのエリアの状況、例えば三方の森のコミュニティ会館が今整備されているが、ここでいう④の第4エリアになるが、こちらについては様々な要因はあるが竜ヶ峰小学校が閉鎖されたり、百草学童クラブがあったところがなくなったり、そういった公共施設がいわゆる百草団地のエリアからなくなってしまうといった状況も踏まえて、そちらのエリアの皆さんのコミュニティを醸成するような公共施設が必要であろうということで、コミュニティセンター

までには規模的にもいかないが、それを補完するような施設として整備をしているのがコミュニティ会館ということである。

〇いいじま委員 補完をしているというのはどういう意味なのか。

〇田島協創推進室長 補完の意味を説明するのは非常に難しいが、本来だとコミュニティセンターというのは、先ほども申し上げたが住民の皆さんがまず実際の建設協議会、どういった建物にするかというところから皆さんに住民組織をつくっていただき、実際に施設ができた段階で運営協議会に切り替わっていただいているが、自主的に皆さんの住民組織による運営でやっていくということがコミュニティセンター、いわゆるニュータウンができたときからの考え方であるが、全国から集まってきた皆さんがそういった地域の拠点の建物、コミュニティセンターという場を通じて、新たなコミュニティをつくっていくために整備してきたという位置づけだと理解している。本来的にはコミュニティセンターというものが必要だと考えているが、10のコミュニティエリアをつくったが、例えばコミュニティセンターをつくるまでの施設規模は必要ではないがそれを補うようなある程度小規模な形でサークル活動や集会施設、集会するような場が必要であるというときのためにつくったのがいわゆるコミュニティ会館だと理解しているので、コミュニティセンターのように住民組織をつくって自分たちで運営するというところまではいかないが、ある程度小規模のエリアの中で自分たちの利用がしやすいような施設として整備したということが「補完する」という言い方かと思う。

〇いいじま委員 少し視点を変えるが、10のコミュニティエリアというお話があったが、この資料でも地図がある。7ページか。結局小学校と中学校の学区をもとにしたエリアに分けて考えているではないか。ということは、もともとのこの10のコミュニティエリアという考え方はもう破綻しているというか、それだったら今この10のコミュニティエリアにはこだわらずこの新しい小学校、中学校をもとにしたエリアで普通に考えればよいのではないかと思ったりするが、その点はいかがか。

〇田島協創推進室長 実際に私もそういう考え方に立って今までやってきているので、それがどれだけコミュニティエリアというものと、いわゆる通学区域が破線で囲ったエリア分けて、あとはニュータウンか、既存か、連光寺・聖ヶ丘のようにニュータウンと既存が一緒になっ

ているようなエリアかというので色分けになっている。今、いいじま委員からいただいたように基本的なニュータウンエリアはコミュニティエリアと、いわゆる中学校区、1小2中の中学校区はほぼ重複、ほぼ同じようなエリア取りをしているので、基本的には通学区域をベースにエリアについても考えていけるのではないかと思っ

ているし、②の部分も連光寺・聖ヶ丘地区も聖ヶ丘中学校エリアと重なっている。愛宕についても東愛宕中のエリアと重なっている。ただ、いわゆる既存地区と言われているところだけが、コミュニティエリアと言われているものと、中学校区、小学校区と若干重複はしない。特に東寺方小学校の学区が一番分わかりやすいが、一ノ宮は基本的には東寺方小学校の学区なので、コミュニティエリア的には関戸・一宮になっているが、学区的には一ノ宮と東寺方と桜ヶ丘3丁目・4丁目、若干コミュニティエリアと学区の通学区域が重複していないところがある。これまでの考え方によれば、基本的にはコミュニティ施設については、コミュニティエリアごとに整備をされてきたところである。

〇岩永委員 今の続きのような話で恐縮であるが、自治基本条例も改正したことであるし、協創の推進をしていただきたいということでそのベースになるエリアがこの地図に載っているエリアの単位なのかと今理解をしたが、この地図を前提に見てしまうと、例えば多摩永山中学校エリアにはコミュニティ施設がないと思うわけであり、これを前提として何かやっていくとすると、では、多摩永山中学校のエリアにも市側としてはここで言うところのコミュニティづくりをする施設をつくろうとしているのかと問いたくなるし、また諏訪中学校エリアについても、先ほどなるべく早く仮移転をするというお話もあったが、そのように仮移転をさせて市が場所をつくっていかなければ、市の考えているいわゆる協創推進の地域づくりができないというお立場なのか。そのことをまず聞きたいと思う。

〇田島協創推進室長 諏訪複合施設については11ページ目に記載させていただいている。言われるように諏訪に限らないがかなり老朽化しているので、いずれ大規模改修しなければいけない状況に3館共通してあるので、このタイミングで仮施設を使って一応延命をしていくというか、あそこのエリアについては、先ほども説明したが今いただいたように永山エリアにはコミュニティ施設がないという状況もあるし、都営住宅の建て替えもあったり、UR都市機構が今計画をしているいわゆる団地再生事業も入ってくる中で、特に南側の諏訪4丁目・5丁

目、永山4丁目についてはこれからかなり変わってくるかと思っている。ただ、どのぐらいの年次でこういった大きな事業が進行していくのかは現段階ではなかなか読みづらいところもあるので、そういったところで今言っていたようなコミュニティエリアの再編も場合によっては必要かと思っているし、ちょうど今コミュニティ施設的にはもし諏訪がなくなってしまえば空白になるようなエリアになるので、ここには少なくともコミュニティセンターなりコミュニティ会館のいずれかは整備が必要ではないかと思っている。実際に諏訪複合施設については複合施設の中でも利用は多いほうでもあるので、永山駅まで行かなくてもある程度一定のコミュニティ施設が必要ではないかと所管としても考えているところである。

○岩永委員 例えばここがなくなったら、今ある施設の中で代替できるような場所がないのかもきちんと検討してみて、その上で仮設を建てることにしないとどうなのかと思う。協創推進のモデルエリアがちょうど諏訪、永山、東寺方、青陵、いわゆる複合施設があるところのエリアにもまれる地域をやっていたかと思うが、例えば今の集まりとして老人会等いろいろな集まりがあるが、ここがなくなってしまったらどういう影響を受けるのかをきちんと検討した上でやっていかないとダメなのではないかと思う。諏訪地区複合施設でよく聞くのは、あそこは非常に音が出せる、周りは公園であるし、夜になると幼稚園も人がいないし、だから楽器を練習したりするには最適場所だということも聞いたことがあったりするが、音が出せる施設というのはもしかしたらほかのところでも見つかるかもしれないし、もちろん今言っていたように駅まで行かなくてもというお話もあるが、わざわざあそこに来て使っておられる方もいるわけであるから、そういう方にとってみれば別にあの場所でもなくてもほかに施設があって活用できるものがあつたら、そちらがあまり使われていなかったら稼働率を上げるという意味では良いのかもしれないというところがあるので、私は簡単に仮設をつくるとは言っていない、本当にそれがそこに必要なのかもきちんと吟味して考えていったほうがよいのではないかと思う。本当に都営住宅ができていますので、新しい都営住宅の5丁目のところにも非常に立派な地域の皆が使える集会施設もあるし、当然諏訪4丁目にもそうやって使える施設などもできると、広さは別としてあると思うし、私が住んでいるところでもやはり使える施設があるので、どのように使

っていったらよいのかについては、本当に仮設を市が設置することがよいのか、例えばほかの集会施設なり何かを使うときに少し補助してあげたほうが結果的にはよくなる等いろいろなパターンがあるのではないかと思うので、あまり仮設をつくって何とかしようということで急いで結論を出されないほうがよいと私は思っているので、そのことをぜひ頭に留め置きながら検討していただけたらうれしい。

○田島協創推進室長 実際に今仮設を考えてはいるが、具体的にどこに仮設を持っていくかについてはまだ交渉している段階でもあり、確定的にどこが使えるというところには至っていないので、そういった選択肢もあると、ある程度こちらとしても今後進めやすいかと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項8番、豊ヶ丘複合設備整備方針(素案)について、市側の説明を求める。

○松田行政サービス・アセット担当部長 それでは、8件目、豊ヶ丘複合施設の整備方針についてである。先ほど上杉委員のご質問にもあつたとおり、豊ヶ丘複合施設について、ここで一定の方向性が固まったのでご報告をさせていただきます。

○萩野資産活用担当課長 協議会事項8の資料は2つあり、横組みの資料と縦組みの資料があるが、まず最初に横組みの資料からお開きいただけるか。

2ページ目では、豊ヶ丘複合施設のこれまでの取り組みをまとめさせていただいているところである。これまで陳情を採択していただいてから市民ミーティング、市民ワークショップ、オープンハウス、市民経過報告会、整備方針共同検討会、オープンハウスと様々な取り組みをしてきたところである。

そのような中で、市として前回3月議会の総務常任委員会の中でも、6月に整備方針の素案を示すというお話をさせていただいた。そちらをまとめたが、3ページ目は概要である。市の基本的な考え方、本複合施設で求められるサービス、施設整備の方法について、後ほど縦組みの資料で詳細をご説明するので、この資料は飛ばさせていただきます。

今後の話をまず最初にさせていただければと思うが、今後この整備方針をもとに、地域でオープンハウス、地域意見交換会、パブリックコメントを行っていきたいと考えているところである。まずオープンハウスについては、まだ

日程を最終調整中であるが、9月の下旬をめどに4日間、地域の方々へ豊ヶ丘複合施設整備方針（素案）を個別に説明し、ご意見をいただくというものである。非常に暑い最中であるので、オープンハウスといっても建物の中に入っている時間帯もあるかと思う。特に日中はそのようなところを想定しながら、地域の方々から個別にご意見を伺いたいと思っている。

その次、一定のご意見いただいた上で、意見交換会と今回事らせていただいているが、実際にこの整備方針（素案）をご説明させていただいてご意見をいただく場と捉えている。そういう会を9月28日を軸に最終調整中という段階である。

それらの機会を通じて様々個別に皆様から意見をいただきたいと思っているが、その場でご意見をいただけないこともこれまでの多くオープンハウスでもあったし、説明会等でもあるので、パブリックコメントということで少し長めの期間を設定し、全市的な形も含めてご意見をいただきたいと思っているところである。

次のページで、今後の中長期スケジュールを記載させていただいているところである。前回の3月議会でお示したスケジュールを少し精査し、延ばさせていただいたというのが今回の説明の趣旨である。変更前と変更後を比べると、基本計画の策定のところ、住民との合意形成が様々あり慎重な検討が必要ということで少し長めに設定させていただいたのと、基本・実施設計についても期間をより長く設定させていただいているところである。

この資料を一旦を閉じていただいて、次の豊ヶ丘複合施設整備方針（素案）の縦組みの資料の説明をさせていただく。

まず2ページ目であるが、目次になっており、目次の中ではこれまでの策定の背景、目的、取り巻く状況、豊ヶ丘複合施設の概要とさせてもらっている。

先ほど上杉委員からご質問があったので、22分の4ページの下段、豊ヶ丘複合施設の現況というところでご説明させていただければと思うが、この豊ヶ丘複合施設は現時点で地区市民ホール、老人福祉館、豊ヶ丘図書館、豊ヶ丘児童館という4つの機能がある。面積も記載させていただいたし、一番右側の列に令和5年度の延べ利用人数を記載させていただいているところである。また、お風呂については老人福祉館で利用人数記載させていただいていないが、令和5年度の延べ利用人数は1,583人である。

次のページに進んで、これまでの取り組みについて、市民との協働等の経過も併せてまとめさせていただいている

ところである。後ほどお読みいただければと思う。

下のページ番号で4ページ目、資料として22分の6ページからは、今回の整備方針のコアになる部分である。一番上の段の6、将来に向けた施設像というところである。地域ニーズに柔軟に応え、多世代が集い、学び、つながる、豊ヶ丘の地域拠点を将来に向けた施設像として設定させていただいた。その将来像を設定するに当たっては、これまでの様々な市民との意見交換の場に出てきたキーワードをつなぎ合わせていただいたところである。

また、その下、7であるが、豊ヶ丘複合施設の施設整備に向けた市の基本的な考え方として5つ設定している。地域の魅力の向上につながる施設づくりというところでは、今後団地再生など将来のまちづくりを見据えて、地域の魅力の向上や地域課題の解決、新たな価値の創出につながるような施設づくりを目指す、2つ目が、多世代でシェア（共有）できる施設づくりとして、地域の子どもから高齢者までより多くの人がスペースをシェア（共有）できる施設づくりを目指す、3つ目が、様々な主体同士がつながり合える施設づくりで、施設の中で提供するサービスなどを通じて、担い手・支え手となる市民同士がつながり合うことができ、施設を中心として協創を実現していく拠点として施設を整備していきたいというところである。4つ目、社会状況の変化や時代のニーズなどに柔軟に対応できる施設づくりでは、可変性を備えたレイアウトやサービス間の連携による効率的な運営などを目指したいと考えているところである。最後5つ目が、実現可能な施設づくりで、施設規模の低減、維持管理コストの低減を目指して実現可能な施設づくりを目指したい。この5つが市の基本的な考え方である。

この新しい豊ヶ丘複合施設の中で提供するサービスについて、次のページ、8、本複合施設で求められるサービスで掲げさせていただいているところである。まず1つ目が子ども・若者向けサービスである。6月19日の子ども教育常任委員会の中で、子ども青少年部から児童館のあり方基本方針についてご説明させていただくので詳細はそちらになるが、この豊ヶ丘複合施設の中でどのような子ども・若者向けサービスを展開していくかを検討したときに、豊ヶ丘児童館で提供してきたエリア、豊ヶ丘・貝取エリアという広い範囲から見据えて検討してみた。それらの中では、まず市民活動交流センターがある北貝取の貝取学童クラブには、子どもたちとしては豊ヶ丘小学校の子どもたちが非常に多い中で、ほとんどの子どもが豊ヶ丘小学校の子どもであるので、まずは貝取学童クラブを豊ヶ丘小学校の中に

移転すべきではないか、そして子どもたちの安全を確保しながら小学校の中で学童クラブを展開していきたい。そうしたときに、今の貝取学童クラブの場所が空くという中では、あそこが豊ヶ丘小学校、貝取小学校の両校からバランスのよい位置にあるという中では、そこで児童館事業を展開していくべきではないかと。今豊ヶ丘児童館を貝取学童クラブの地に移転しようと考えているところである。したがって、豊ヶ丘複合施設の今の場所では今後移動児童館を展開していきたいというところが子ども・若者向けサービスである。

次が図書館サービスである。図書館サービスは、中央図書館を中核とした図書館ネットワーク網の一施設として地域図書館事業を展開する、あとは貸室、フリースペースとして先ほどコミュニティ施設の今後のあり方についてご説明させていただいたとおりコミュニティ会館にしていくところである。

また、新たなサービスというところでは、地域の方々からご要望をいただいていた高齢者をはじめ市民からの相談を受け止める福祉相談事業、家や職場ではない居場所が求められているところがあるので、それらのサービスについて検討しているところである。また、カフェやイベントの開催などができるスペースの一部貸し出し等も検討している。

その他としては、ユニバーサルデザイン対応、福祉的避難所などの防災対応、省エネルギー対策などを考えていく、具体的には基本計画の中で詳細を詰めていきたいというところである。

最後、下のページでは6ページとなっているが、9、施設整備の方法である。前回3月議会の中では、大規模改修か建て替えかという中で、建て替えの方向で検討しているというご説明をさせていただいた。今回お出しするのは、大規模改修ではなく完全に建て替えという説明になっている。大規模改修ではなくというのはなぜというところではあるが、この記載の中の3段目の「現施設は」というところ、現施設は「入口がばらばらでわかりづらく、各サービスの事務室や動線につながりがない」、これは市民からいただいたご意見である。「トイレや廊下、階段など無駄な空間が多い」など施設的な制約があり、大規模改修案では間取りの工夫に限界がある。そのため、オープンハウスでも建て替えのほうがご意見としては多かったという中では、現施設を解体して平屋に建て替えるという案で、この施設整備を進めていきたいと考えているところである。

こちらの具体的なやり方については基本計画等で検討し

て整理していきたいと思うが、建て替え期間中については建物を一旦なくしてしまうので図書館サービス等を維持継続することはできないということで、利用者へ丁寧に周知を行い、近隣施設で提供しているサービスをご案内していくという想定でいる。

それ以降は資料編として、これまでの共同検討会の資料、オープンハウスの資料をつけさせていただいているところである。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○上杉委員 豊ヶ丘児童館のところでご説明いただきありがとうございます。それで、私もまだ行ったことはなく、ここに書いてある面積のところを見て非常に大きくて広い児童館だなと思っているところである。これが移転した後は、現状の豊ヶ丘児童館と同程度の延べ床面積の広さになるのかをお伺いする。

○萩野資産活用担当課長 今の貝取学童クラブの延べ床面積が242平米である。現在の豊ヶ丘児童館の面積が合計すると、数字的に把握できないが若干小さくなるかほぼ変わらないというところである。

豊ヶ丘児童館の延べ床面積は458平米となっているので、実際に面積の比較をすると、貝取学童クラブが242平米であるので、この数字上はかなり小さくなるかと思う。

○石山児童青少年課長 今申し上げた豊ヶ丘児童館の458平米の中で、今手持ちの資料がないが、もともとここにも学童クラブと児童館が併設しており、学童クラブがここから出たために、面積は458平米であるが、児童館面積はこの面積全体ではないので、貝取学童クラブとほぼ同じような数字になろうかと思う。後ほどきちんとした数字を調べて返答させていただければと思っている。

○上杉委員 もう1点お伺いしたいが、この移転することによって児童館に通いづらくなるお子さんがおられないかについてもお伺いしたいと思う。

○石山児童青少年課長 現在豊ヶ丘児童館から貝取学童クラブのところに、先ほど萩野資産活用担当課長からも答弁させていただいたように貝取小学校と豊ヶ丘小学校の間でバランスのいいところに行っているの、逆に言うと今まで通えなかった方は通いやすくなる。これまでの豊ヶ丘児童館の場所にも手を伸ばしていくという形で移動児童館を行っていくので、これまでの方に対して同様のサービスを行うということで考えている。

○いぢち委員 同じところで恐縮であるが、児童館のところが非常に複雑である。それで、詳しいところはおそらく子ども教育常任委員会でいろいろ審議されるかと思うが、

移転をしていくという。わかりづらいのは、移動児童館の概念である。暫定的な施設ではなく、ここにあるのは閉館前や再開館後に本複合施設において移動児童館を展開するという意味がよくわからない。その新たな豊ヶ丘福祉館の中で移動児童館という形で存続するという意味なのか。

○萩野資産活用担当課長 こちらに書かせていただいたのは、まずは貝取学童クラブを豊ヶ丘小学校の中に移転する、そうすると貝取学童クラブが空く。したがって、建物解体と建て替え工事をするよりも前に、今の豊ヶ丘複合施設にある豊ヶ丘児童館を貝取学童クラブ地に移転するという形になる。したがって、まだ解体する前であるので閉館前でも移動児童館事業を現在の建物でも展開していくし、さらに新しく豊ヶ丘複合施設が建て替わった後には、貝取学童クラブ地にある児童館から豊ヶ丘複合施設の新しい建物にも移動児童館を展開してくるという説明をさせていただいているところである。

○いぢち委員 つまり豊ヶ丘福祉館の中から児童のためのそういうスペースがなくなるのではなく、移動児童館という形で存続するという理解でよろしいのか。

○石山児童青少年課長 移動児童館は豊ヶ丘複合施設だけではなく、現在も例えば唐木田児童館は鶴牧西公園で行っていたり、愛宕児童館と永山児童館から多摩第三小学校の子どもがなかなか行きにくいというところもあるので、乞田・貝取ふれあい広場公園を使って行ったり、九頭龍公園で一ノ宮児童館をやったり、いろいろなところで移動児童館をしている。現在のところ、先ほどの豊ヶ丘小学校の中でも、また今現在の児童館に近いところの子どもは確かに通いやすいが、貝取・豊ヶ丘地区でみたときに通いにくいお子さんもおられる。そういった中で、我々としては両校の中のバランスの取れたところに出していきたい。今までやっていたところに通いやすかったお子さんももちろん来てくださる、そういった魅力あるサービスを展開していきたいとは考えているが、建て替えの改修期間中にも児童館として継続できることと、施設が新しくなった後、いろいろ多目的で使えるようなスペースのところに児童館が出張っていくということで同様のサービスも展開できるのではないかと考えているところである。それが移動児童館ということである。

○いぢち委員 物わかりが悪くて済まない。移動児童館そのものは知っていたが、この移動児童館を展開するという言い方の意味がよくわからなかったが、そのところはわかった。

もう一つ気になるのが、これまであった老人福祉館であ

る。これについては私、昨年の決算審査でもコミュニティセンター事業その他のところで聞いたと思う。そのときの市側の答えは、老人福祉館という形ではなくしていく、ただ、そういった高齢者福祉の拠点をなくすのではなく、高齢者の福祉を含めて多世代交流の場をつくっていくとそのときは説明を受けたと思うが、こちらの整備方針の中でそういったことは、よく読めば読み取れるのかもしれないがわかりにくい。老人福祉館があり、あそこは最後までお風呂も残っていて交流スペースもあったが、そのところがどうなるのかをもう一回ご説明いただけるか。

○田島協創推進室長 基本的には前回多分私が答弁したと思うが、変わっていないと思っている。老人福祉館というのは今おおよそ60歳以上の方向けの、いわゆる特定の世代の方向けの施設ということで位置づけをしているが、先ほどもコミュニティ施設の今後のあり方の中で説明したが、今後については、この豊ヶ丘の中でもうたっているが、お子さんからそういったシルバー世代の高齢者の方まで幅広い世代に使っていただけるような、ここで言う貸室、リースペースというのはいわゆるコミュニティ会館になっていく、そういった機能を持たせるエリアになると思うが、そういった施設に変えていくことになるので、今までの老人福祉館という高齢者の方のみが使えるスペースから、いろいろな世代が自由に使えるスペースに転換していくという考え方を取っている。したがって、基本的には老人福祉館の中にこれまで整備されていた浴室についてはなくしていくかと思っている。確かに老人福祉館3館の中でも豊ヶ丘というのは一番浴室の利用が少ないところでもあるので、この浴室をなくしていくということについては地域の皆さんにこれから説明していく必要があるかと思っている。

○いぢち委員 もちろん、これまで示されたものとかけ離れたものだと申し上げたいのではないが、ただ、これまで多摩市が各箇所には老人福祉館を置いて高齢者福祉を展開してきたことは、ある程度のやはり変化を持つ、非常に象徴的な豊ヶ丘福祉館の変わり方かと思っている。それには歴史と言うと大げさであるが、時代の必然もあると思うし、私が理解しているところでは、高齢者福祉というものをもう少し幅広く、今言われたように多世代の交流の中で展開していくと理解しているが、このことを市民に対して説明する、そして今後の事業展開をしていく中で丁寧にわかりやすく示していかないと、単純にはやはり老人福祉館がなくなるのだと市民の皆さんは捉える。私のもとにもある程度なくなってしまおうのかというお声も聞こえてくる。そうではない、高齢者福祉を多摩市が切り捨てるのではなく、

例えば浴室はなくなるがこのように高齢者の福祉に適する施設としてこれからも生かしていくのだということを示していただくのは大変重要かと思っている。もちろん、今回改修ではなく建て替えを選んだことには、必然性があるということも理解しているが、これまでせっかく丁寧に進めてきたこの豊ヶ丘福祉館のことは、そういった点をもう少しというか、今後の説明の中でも、丁寧に行っていくていただきたいと思っている。私の意見であるが、もし何かあればお話しいただきたい。

○萩野資産活用担当課長 今後9月にオープンハウス、さらに9月下旬には地域意見交換会ということで地域の方々に丁寧にご説明をさせていただく機会があるかと思っているので、そういうご意見も受け止めながら、この素案を先に進めていければと思っているところである。

○岩永委員 図書館のことなのと言われてしまいそうであるが、一応この中に書いてあるから聞くのだが、先ほどの方針だと、基本的にその複合施設を新しいものに替えた場合には住民が指定管理で運営していくと、だが住民の協議会のようなものがうまくできなかった場合には民間にも任せていくというようなことだったと思う。

何が言いたいかという、例えば住民の方に任せていく場合の事務室のあり方と、民間に任せていくときの事務室のあり方は多少違ってくるかと思う。というのは、一応今の段階では図書館が地域図書館事業として展開されるものになっているので、事務室のつくり方として要するに民間の人もいるし図書館の人もいるような感じになると、唐木田のようなイメージということになると、平屋なのかもしれないが、事務スペースもたくさんなくてはいけなくなってくると思う。何となく私が思うのは、やはりここがオープンしていく前の段階できちんと住民の人たちが運営できるかどうかを判断した上でスタートさせていかないとダメなのではないかという気もしているが、そのあたりについてはどのように考えられているのか。

○萩野資産活用担当課長 今回はあくまで整備方針の素案という段階であり、これまで本当に様々なご議論をいただいている中で事務室を一つにまとめてというようなところがあるが、それもまだまだで、本当に決まってくるのは基本設計の段階になると思う。その基本設計をまとめる前段で基本計画というのがある。基本計画の中では、住民の運営協議会でいくのか、さらに民間委託でいくのか、そこにセットで図書館職員がいるというところは当然ある。分けなければいけないのか、分けなくてもいいのか、一緒に仕事ができるのか、当然図書館の貸し出し等は図書館の司書

がやるような整理だとは思いますが、例えば運営協議会の方々に完全に後ろから見られないようにしなければいけない個人情報があるという中で整理が必要かもしれないし、民間事業者でもやはり同じような形があるかもしれない。そのようところは具体的に整理していく必要があるかと思っている。

○岩永委員 とりあえずの整備方針という中で、整備の方針は建て替えで改修ではないというところがわかったが、細かな内容のところでも市民の方が積み上げてきたこともあり、ここから基本計画に行くときに、そこを住民の方が引き続き運営できるような体制と、その協議会があるのかなのかで随分つくり方も変わってくるだろうと思っているのが一つ。それから、この整備方針が検討された段階というのは去年のことで、はっきり言って住民の方が検討してきた段階とは経済や社会環境も違って、ここに載っている試算の中身もやはり変わっているのだということもきちんと説明しながら、市民の人と意見交換をしていただきたいと思う。残念ながらこのときよりも多分いろいろな意味でお金が非常にかかってくるようになると思うので、その中ではもしかしたら市はここまでしかお金を出せない、そうすると諦めなければいけない機能も出てくるかもしれないと思う。これをそのまま進めることがいいのか、それともどうなのかというようなところはある程度心積もりとして考えておきながら話し合いに臨んでいただきたいということだけは申し伝えておきたいと思う。

○萩野資産活用担当課長 今ご指摘いただいたとおりではあるが、この豊ヶ丘複合施設整備方針（素案）の中の資料編で、22分の16ページになるが、言われた大規模改修に要する整備費用、建て替えに要する整備費用、この時点というのは令和4年度の時点であり、2年前の共同検討会の中で試算してお示しした金額になる。当然その後物価高騰もしている中では慎重に検討する必要があるところもある。また、レイアウトについても、建て替えの場合のレイアウトについては22分の18ページにお示しをさせていただいているところになる。事務室・トイレを一つのエリアにまとめているような案になるので、そちらも資料として提供させていただいている。素案を市民の方々へご説明するタイミング、さらには今後基本計画を検討するときにまずは一つ土台としながら、より詳細な議論を深めていければと思っているところである。

○いぢち委員 先ほど岩永委員から、その運営母体というか誰がここを担うのかというお話が出たが、これがどうなるのかによって少し気になるのが新たなサービスである福

祉相談事業である。これは福祉であるのでここで話すのは難しいこともあるかと思うが、運営ということでお伺いする。こうした相談事業そのものは私も今回の一般質問でもやってくれやってくれと言っていたことであるので大変歓迎であるが、一体どういったところがこの福祉相談を担うのか。サードプレイスの機能もそうであるが、そのときに例えば市民の皆さんがつくった運営協議会でその管理までやるのか。管理と言うと変であるが、ある程度どこかが仕切る、つまりセンターの場所が必要なわけである。場所というか、この運営を担うところがそこまでやるのか、あるいは民間に委託した場合、民間にそういった福祉的な相談のところまでもカバーしてもらうのか、それとも全くの分業にするのか。ただ、全くの分業というのは一つのコミュニティ会館を運営していく中で非常に考えにくいと思うので、ここの整理はどのように考えておられるのかを伺う。

○萩野資産活用担当課長 ここで新たなサービスとして書かせていただいている高齢者をはじめ市民からの相談を受け止めるところであるが、具体的なやり方、また運営協議会との整理、民間事業者との整理、様々な課題はあるかと思っているが、それらについては今後も含めて整理をさせていきたい課題かと思っている。ただ、市としてこの福祉相談事業は欠かせないものということで、何らかやっけていきたいという考え方を示させていただいたところになる。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項の9番、桜ヶ丘コミュニティセンターの大規模改修について、市側の説明を求める。

○田島協創推進室長 それでは、桜ヶ丘コミュニティセンター、ゆう桜ヶ丘の大規模改修についてである。これまではコミュニティ・生活課が所掌していたので生活環境常任委員会で報告させていただいていたが、今後については大きなところだけこの総務常任委員会で報告をさせていただこうと思っている。

これまでの経過はそちらの表に書かせていただいたとおりである。前回は令和5年9月議会でご説明したので、それ以降の内容を書かせていただいている。特に12月に基本設計・実施設計の業務委託料の補正予算を議決いただいたが、残念ながらその1月の契約不調があり、改めて3月に継続費を3年間に組み替えした内容で出させていただき、

無事年度末の令和6年3月28日に契約をさせていただいた。

契約の相手方等については大きな2番にある。契約金額が2,044万円で、契約期間がそちらにあるように令和7年5月9日までになる。株式会社久慈設計東京支社と契約をさせていただいた。現在は建物の劣化状況の確認を行っていただいております、運営協議会の要望を踏まえて今改修内容の精査をしていただいているところである。

最後は今後のスケジュールになるが、基本設計・実施設計については、この契約期間の令和7年5月ぐらいまでに行っていただき、工事の補正予算を令和7年6月議会に上程させていただく予定である。

契約議決を令和7年9月議会で行っていただき、実際に改修工事に入るのは令和7年10月から令和8年11月ぐらいまで、その後開館準備をし、リニューアルオープンするのは令和9年2月を予定している。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いちち委員 桜ヶ丘コミュニティセンターの改修については、運営協議会もしくは利用者の皆さんから、今あるあそこその場所ならではのああいった設備・しつらえを可能な限り残してほしいという要望が出ていたかと思う。これから改修内容を検討するということであるが、今後のスケジュールの中では、改修内容が決まった段階で市民説明会等を行う予定はあるのか。

○田島協創推進室長 実際に工事に入る前には、住民の皆さんに説明する機会を設けさせていただく予定である。

○いちち委員 本当に地域から愛されている場所であり、そういった要望もあるので、そこのところでは丁寧によく願う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後3時11分休憩

午後3時30分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会事項10番、多摩市公契約条例の実施状況等について、市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 総務部からは公契約条例及び公共工事設計労務単価等の関係で2件説明させていただく。

順次総務契約課長から説明させていただくのでよろしく願う。

○横倉総務契約課長 資料については、協議会10の資料をご覧願う。多摩市公契約条例の実施状況等についてというものである。こちらは令和5年度の実施状況と今後についてということで今回報告をさせていただく。

まず1番の(1)令和5年度の実施状況で、件数としては工事案件が13件、委託案件が62件、指定管理の案件が8件である。

続いて(2)公契約審議会の開催回数と議題である。こちらについては、令和6年3月15日、第1回市議会の常任委員会で既に報告はさせていただいているところである。第1回で公契約審議会へ諮問をし、第2回の協議を経て、第3回で答申の1回目をいただくことになっている。こちらの中には労務報酬下限額、また熟練労働者の割合等についての答申をいただき、第4回では、答申のその2として令和6年度以降の議題等についての検討結果を答申という形でいただいたところである。こちらの答申や課題の検討事項などについては、先ほど申し上げたように既に報告をしているところである。

続いて(3)事業者アンケートの概要について報告をさせていただきたいと思う。例年受注者へアンケートを実施している。そして多摩市公契約審議会での協議の参考にしたり、また市の業務改善の参考としているところである。こちらの対象は67社であった。4月5日から実施したところであるが、本年度回答率としては76.1%である。こちらは今年度回答率が上昇しており、例えば昨年度だと46.6%だったので回収率が上がったということで、こちらとしても多くの意見が聞けたと感じているところである。

続いて、アンケートの結果については、かいつまんでのご説明とさせていただきたいと思う。

まず①の公契約条例の理解度であるが、こちらは「理解できている。」「まあまあ理解できている。」の合計が96%となるので、昨年と大きな変化はないところである。

続いて②適正な労働条件の確保・労働者の生活の安定に結びつく成果についてということで聞いている。こちらについては、「成果があった。」が42.9%で昨年度よりアップしているが、「今は成果は見られないが、今後成果がある」と考える。」を足すと69.4%になり、ここの部分は昨年度より少し下がっているということで、結果として「成果はない。今後も成果は出ないと考える。」が30.6%と上がるということになっている。自由意見も聞いているので、その中の肯定的な意見としては、労働者の賃金水準を維持することで適正な労働条件を確保でき、労働者の生活が安定するというご意見もあるし、一方で、ここ数年労務報酬

下限額をはるかに超える水準の賃金を提示してもなかなか人材不足で困難というような事業者の声もいただいている。

また、近年の労働者は労働条件が悪ければ簡単に辞めてしまうところもあり、最低賃金が上がっている状況で、それほど効果がないのではないかとという意見もいただいているところである。

続いて③工事・業務の質の向上についてである。こちらでもパーセントを見ていただければと思うが、こちらの成果があった、今後は成果があるというところを合計すると51%であるが、成果がない、今後もあまり成果は変わらないと思われるというところが49%になっているところである。こちらでも自由意見のところでは、先ほど申し上げたように労働者は労働条件が悪ければ辞めてしまう、最低賃金の関係のところでは効果がないのではないかとという意見を同じようにいただいているところもあるし、また、扶養の範囲で働きたいという希望者にとっては単価が高くなると勤務時間の制限が出てしまって仕事の質に結びつかないのではないかとという意見もいただいているところである。

④地域経済・地域社会の活性化についてである。こちらについては、活性化につながったと感じられる、今後もつながると考えられるを足すと74%で、昨年よりもアップをしているところがある。そういった中では、この制度を継続していく中で適正な請負価格を維持し、例えばであるが今後の社会情勢の変化で労働条件の悪化等があったときにはそれこそ成果として発揮できるのではないかとというようなご意見もいただいているところである。

続いてのページを見ていただければと思うが、この後少し飛ばして⑩の(1)以降のところをご覧いただければと思う。こちらは今回改めて質問させていただいたところである。こちらは委託等指定管理者への質問ということでさせていただいている。60歳以上の労働者の雇用のところであるが、今審議会の中での課題としても、近年の課題として公契約条例の適用労働者の範囲というところがある。業務委託や指定管理については、60歳以上を適用労働者の対象としているのが多摩市としての一つの特徴であるが、一方で、一律に60歳以上の適用労働者とした場合に、作業効率のよい若年者を採用して高齢者雇用、就労の場の確保に影響する可能性があるのではないかとという考え方などもあり、このような特色を持たせているところであるが、改正高年齢者雇用安定法の施行で65歳までの雇用が義務化されているような状況もある中では、ここの適用対象をどうするかということが課題となっており、少し細かく今回アンケートの中で項目として質問をさせていただいていると

ころになる。そういった中では、⑪の(1)であるが、60歳以上の労働者を適用労働者とするについて、「したほうがよい」が54.5%。(2)であるが、年齢の部分少し分かれているところである。

⑫であるが、60歳以上の労働者を適用労働者とする場合、60歳以上の労働者の雇用機会が減少するおそれがあるかというところで、「高い」や「それなりにある」が21%、「低い」や「ない」が72%ぐらいとなる。

⑬を見ると、60歳以上の労働者の雇用継続が厳しくなる可能性というところは「ない」がパーセントとしては高いところであった。

そういったところもあり、今回このような形でアンケートをしているが、これを審議会でまた協議していただく中で、アンケートの結果は今申し上げたとおりであるが、先日第1回の会議があり、社会情勢から見ると60歳以上を公契約条例の対象としたほうがよいのではないかというような意見も出たりしているところである。したがって、このあたりをもう少し細かく分析しながら、今後例えば一部の業種から適用する、適用の猶予期間を設けるといったところも検討していくということで考えているところである。これがアンケート結果の状況である。

続いてのページであるが、こちらは令和6年度の取り組みであり、(1)想定件数については、工事が6件、委託が64件、指定管理が8件である。(2)は本年度の開催予定であるのでご覧いただきたいと思う。

そして(3)令和6年度に取り組む課題等であるが、ここの中では、先ほど申し上げたように適用労働者の範囲を主に協議していくことになるかと思う。またまとまった中で報告等をしていきたいと思っているのでよろしく願います。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○上杉委員 先ほどのアンケートのところの一つ質問をさせていただければと思う。ご答弁をいただいたところであるが、②の適正な労働条件の確保・労働者の生活の安定に結びつく成果についてというところで、成果はない。今後も成果は出ないと考えるという項目が、前年度23.5%で今年度が30.6%ということで上がってしまっている状況である。③工事・業務の質の向上についてというところで、特に今までと変わらない、今後も今までと変わらないと考えるというのが前年度27.3%で、49.0%ということでご説明いただいたが、このようになってしまった原因について、もう少し所管からお話しいただければと思う。

○横倉総務契約課長 先ほどご説明したように労務報酬下

限額の設定がこの条例の重要なところだと思うが、そこが最低新賃金の水準との中で近かったり抜かれたりというところが一番このアンケートの中に現れてくるのではないかと推測をしているところである。

○上杉委員 私も先ほど労務報酬下限額のところで調べてみたが、下限額が公園管理業務だと1,169円、東京都の最低賃金が1,113円で、ほぼ変わらない状況になっている。そういったことが先ほどお話しいただいたようなところにつながっていると思うが、やはりこここのところは最低賃金を底上げしていかないといけないと思う。そういったところで、ぜひとも多摩市からも最低賃金を底上げしていくように国に対しての働きかけを行っていただければと考えているところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項11番、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」及び「インフレスライド条項・全体スライド条項・単品スライド条項」の市の対応について、市側から説明を求める。

○横倉総務契約課長 資料であるが、協議会11の資料をご覧願う。こちらの報告の内容であるが、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」及び「インフレスライド条項・全体スライド条項・単品スライド条項」の市の対応についてである。こちらも報告という形になるが、こちらの対応方針については、令和6年3月1日に市長決定をしており、第1回の市議会総務常任委員会の協議会で既に報告等をしているところである。

今回については、こちらの請求の状況についての報告とさせていただきます。

資料の2番のAをご覧いただきたいと思う。新労務単価の特例措置というところである。こちらについては、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更協議を請求することができるというものである。こちらの(3)というところを見ていただきたいが、請求実績についてである。請求の期限までに4件の請求があった。こちらの4件というのは鶴牧中学校の改修工事に関する4件である。このうちの2件、改修工事と改修に伴う電気設備工事については、議決の案件というところもあり、先日契約の議決の一部変更ということでお認めをいただいているところである。

続いてのページであるが、イの新技术者単価の特例措置

である。こちらについても、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更協議を請求することができるというものである。(3)請求実績であるが、こちらについては1件の請求があったところであるが、こちらについても鶴牧中学校の改修の関係であり、工事管理業務委託というところであった。

続いてウのインプレスライド条項の適用である。こちらについても、賃金等の急激な変動により契約金額が著しく不適当となったときに契約金額の変更協議を請求することができるというものである。(3)の請求実績をご覧いただきたいが、令和6年の3月1日から5月31日までの間に1件の請求があった。また、参考としてであるが、昨年令和5年6月1日から令和6年2月29日までの間の部分についても1件の請求があったところである。

続いてのページであるが、エの全体スライド条項の適用である。こちらについては、市が発注・契約する工事において、受注者が増額となる契約金額の変更を請求することができるというものである。(3)の請求実績であるが、昨年の今の時期に報告を同じようにしているが、それ以降の令和5年6月1日から令和6年5月31日までの間には請求がなかったところである。

最後であるが、次のページ、オの単品スライド条項の適用である。こちら、市が発注・契約する工事で、特別な要因により工期内に主要な工事材料等の価格に著しい変動があったときには請負代金の変更を請求することができるというものであるが、昨年の6月1日から6年5月31日までの間に請求が特になかったところである。問い合わせのような案件はあったが、該当ではないこともあり、請求がなかったところである。

こちらが現状の請求の内容であるので、今回報告をさせていただいたところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項12番、令和5年度マイナンバーカード交付状況について市側の説明を求める。

○磯貝市民経済部長 12番から14番の3件が市民経済部の案件となっている。それぞれ担当する課長からご説明をさせていただくのでよろしく願います。

○松下市民課長 それでは、12番の資料をご覧いただきたいと思う。令和5年度のマイナンバーカード交付状況になっている。

こちらの1枚目については、令和5年度末、それから令和4年度末の数字を掲載させていただいている。令和5年度については、申請件数が12万7,751件、対前年で6,564件増、交付件数については11万460件、対前年で1万7,703件増の交付を行っている。申請率については86.2%、対前年で4.1ポイントのアップ、交付率については74.5%、対前年度末で11.6ポイントの増となっている。その下が26市の平均になっており、26市の申請率については88.6%、交付率については77.3%となっている。東京都全体としては申請率が91.1%、交付率については77.5%、国全体としては申請率が89.3%、交付率が78.7%となっている。交付率については、多摩市が対前年で11.6ポイント増というような形になっているが、26市、国全体としても大体11.6ポイント～11.7ポイントと同程度の伸びとなっている。

次ページをご覧いただきたいと思う。こちらの2番については、令和5年度の各月のマイナンバーカードの申請交付件数になっている。マイナポイントの第2弾が令和5年の9月で終了しているので、以降の交付件数については、約400件というような形で数字が推移している状況である。

3番については、制度発足時からのマイナンバーカードの交付状況の推移となっている。

最終ページについては、国、東京都、26市の令和5年度末の申請率、交付率となっているので、参考にご覧いただきたいと思う。令和5年度のマイナンバーカードの交付状況については以上になる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項13番、(仮称)多摩市産業振興マスタープランの策定スケジュール等について、市側の説明を求める。

○麻生経済観光課長 それでは、協議会資料の13番をご覧願う。(仮称)多摩市産業振興マスタープランの策定スケジュール等についてご説明申し上げます。

まず1番目、マスタープラン策定の目的である。中・長期的な視点による産業振興の方向性を示し、計画的に産業振興施策を進めること、これを目的として策定する。

プランの策定期間であるが、来年、令和7年2月を予定している。

3番目、プランの検討方法である。現在既に設置されている多摩市産業振興推進会議がある。こちらで検討を行うとなっている。その下部組織として3つの部会をここで設

置した。それぞれの部会のテーマごとに検討を行い、結果を取りまとめ、推進会議に報告をするという予定になっている。

1枚おめくりいただいて、真ん中のところに【参考】多摩市産業振興推進会議 部会というところがある。こちらをご覧ください。各部会のテーマ等について説明をさせていただく。まずクリエイティブチーム、こちらが活力と魅力あふれるまちづくりということで検討テーマになっている。対応する施策の例としては、企業誘致、拠点地区の活性化、商店街振興などがある。チャレンジチームは、検討テーマとして誰でも挑戦できるまちづくり、対応施策としては、創業・経営支援、中小企業指導育成など、こういったものを検討いただく。また、ワークスタイルチームについては、いきいきと地域で働けるまちづくりを検討テーマとし、対応施策としては、就労支援（企業側も含む）、働く環境の整備、こういったところの検討を始めさせていただいているところである。

もう一度1ページにお戻り願う。3番目の最後、推進会議は、部会が取りまとめた内容を活用しプランの検討を行うとなっている。

4、今後の予定である。予定表の中で6月をご覧ください。2回目の部会が始まりつつある。ここで2つの部会が終わっているの、もう1チームの部会が今月26日に開催される予定になっている。この後7月、8月、9月、10月とそれぞれ各月3部会が1回ずつ検討を行い、10月のときに成果発表をしていただく。これは多摩市産業振興推進会議のメンバーにもお集まりいただいて発表していただき、取りまとめの内容を情報共有していただくことにしている。そのまとめを受けて、推進会議のほうで11月以降施策の内容等について検討していき、2月に計画を策定していく予定になっている。この間、12月から1月にかけてパブリックコメント、オープンハウス、こういった手法により市民意見を聴取したいと考えている。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項14番、多摩センターわくわくプロジェクト進捗報告について市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 協議会資料14番をお開き願う。

まちづかいを起点としたまちづくりに取り組んでいる多摩センターわくわくプロジェクトについての定例的なご報告である。本日については、3月議会以降の動きと今後の

予定である。

2、3月社会実験の結果と令和6年度社会実験の方向性についての報告である。大きく空間の使い方、遊歩道の安全な通行、これからの公園の使い方、多摩ラボ活動の4点となっている。

まずは空間の使い方であるが、こちらのページの下にアンケートの結果を入れさせていただいている。こちらからは、グリーンスローモビリティ、ココリア多摩センター前のくつろぎ空間、植栽ますの使い方に関して満足度が高いといったような結果だったところである。結果については、次の2ページの四角で囲っている表のとおりである。利用した市民からは良かった点、課題となりそうな点のご意見などもいただいたところである。こちらを踏まえて、今年度は植栽ますがパルテノン大通りのところにあるが、そちらを中心にパルテノン大通り十字路付近のオープンカフェ、まちなかウオーカブルといった制度の活用を視野に入れた検討を進めていくということで考えている。

続いて、次の3ページ、(2)遊歩道の安全な通行のあり方についてのご報告になる。昨年10月と今年の3月にレンガ坂で歩行者と自転車の安全な通行ルールについて社会実験を実施した。その背景としては、昨年7月に改修を終えたレンガ坂では、道路の幅員が広がって歩きやすくなったという評価をいただいている一方で、下り方向の自転車がスピードを出して危険であるといったお声も頂戴しているような状況である。このため市としては、歩行者と自転車の接触リスクを少なくするために自転車走行レーンを道路の中央付近に誘導する社会実験を2回に分けて行ったところである。3月に行った社会実験では、こちらの図にあるとおり、レンガ坂の通行区分を図書館側を第1ゾーン、そちらからクロスガーデン多摩側に向かって第6ゾーンまでの6つに区分して設定をしている。上り方向の自転車は第3ゾーン、下り方向の自転車は第4ゾーンに誘導できるように自転車のピクトグラムや進行方向の矢印を路面に表記した。その結果、実験前と実験中のスピードそのものには大きな変化が見られなかったものの、走行の位置については一定の誘導効果が見られたところである。

また、こちらの社会実験と同時にやった市民アンケートでは、レンガ坂を日常使いしておられる465名の市民から回答をいただき、約6割の方からこの通行ルールにご理解を示していただいたと捉えている。このため、令和6年度・今年度については、社会実験で行った路面標示等の暫定整備を行う予定である。施行に当たっては、多摩市公式ホームページや周知看板などで周辺の住民にお知らせをす

る、加えて遊歩道における安全な通行のマナーの市民への浸透に努めていくことを考えている。

続いて、こちらのページの下にある(3)公園のつかい方である。今年度については、既に供用開始した一部エリアを中心に連携を意識しながら事業展開をし、来年4月のオープンに向けて広く情報発信をしていくところである。また、クリエイティブキャンパス企画室では、近隣の施設や団体が連携して多摩センターを盛り上げていくための市民活動支援や人材の掘り起こしを行っていくことを考えている。

次のページ、(4)の多摩ラボ活動である。昨年度集まった市民等の企画を中心に実施していくとともに、活動したい市民がさきに述べたクリエイティブキャンパス企画室に相談ができる体制など、持続的に支援できる仕組みの構築に取り組んでいくことを考えている。

最後に3番、今年度の進め方というところであるが、昨年度まで行ってきたワークショップ、社会実験多摩ラボ活動を通して収集した声や検証結果、今年も少しやるところがある。そういったところをもとに多摩センター駅周辺のまちのビジョンや今年度で計画期間が終了する都市再生整備計画の令和7年度以降に向けた策定を行っていくところである。そちらに向けては、東京都との協議、立地企業へのヒアリング、市民へのアンケート調査をしながら、いろいろな声を反映させながら策定を進めていくというところを考えている。

4番は、こちらのスケジュールを表にしたものである。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○岩永委員 私も3月の社会実験を眺めてきたが、(1)で空間のつかい方ということでテーマを設定して検証結果ということでお出しいただいているが、私、ここに載っている検証結果が結果であると言うのは、分析としては少し不十分なのではないかと思っている。というのは、こういうことをやるためにどのぐらいこちらにお金をかけたのかがないといけな。これは市民の方がやる、例えば事業者の方がやっていただくというようなことだと思うが、今回はこういうことをやってもらうために事業者の方に委託して、おそらくお金をかけて場づくりをやったのではないかと考えていて、そのあたりの費用対効果についても市側できちんと分析しておかなければいけないのではないかと考えている。そのあたりが見えないというか、グリーンスローモビリティのところでも人件費がかかりそうという声があるのではないか。実際にどうだったのかを費用対効果として

お金できちんと示して出していただかないと、本当の意味での検証結果にはならないのではないかと私は思っているが、その点についての見解をいただきたいと思う。

○松本都市計画課長 いろいろな社会実験の中で実際にどのくらい委託に経費を要したのか、その効果があったのかの検証が足りないのではないかというお話だったかと思う。グリーンスローモビリティの関係では人件費がかかりそうという検証結果を書かせていただいているが、実際のところ運行させるに当たってパルテノン大通りの十字路のあたりは非常に往来が多く、警視庁協議の中では運行させるに当たって前後に人を配置しないとだめである、カラーコーンで通行部分を区切らなければいけないというような条件が出されたので、今回は人をつけて運行させていただいた。非常に好評ではあったが、人を配置しないと運行するのも安全性の確保から非常に難しそうだとおっしゃるところが実施した中では見えてきたところである。また、運転する方をつけなければならぬということで、費用対効果的には非常に難しい部分があるというところが実験した中では見えてきたかと思っている。ほかのところでも、こういう社会実験をするまでにどのような検討プロセスでこのような事業をやることになったのか、それに見合った成果が得られたのかについては、市側も委託先の事業者ともう少し意見交換をしながら整理して、報告をもう少しできるようにしたいと考えている。

○岩永委員 今グリーンスローモビリティのところだけお話をいただいたが、これが最終的にどのような形の報告書となって上がってくるのかはわからないが、これだけだと、これをやるためにどのようなことをやり、どのようなところに、例えば今のように与条件が与えられてこのような課題があったということが全く見えてこないの、そこをきちんと見えるようにしていかなければいけないだろうと思う。例えば植栽ますを使うことについても、この時期は植栽ますは一回手入れをすればそれほど草木も繁茂しないし、使える状態であるが、どこを使うのかにもよるが、本当によい季節になってくると植栽ますなどは使えないというか、ぼうぼうになっているし、植栽ますを使う前に植栽ますのところをきちんと手入れして、来ている人たちがうっとうしいと思わないような歩行空間をつくってほしい。むしろそちらが先ではないかと思ってしまうところもあるわけであるから、使っていくということは使いたくなるような場づくりをしなければいけないということも含めて考えていかなければいけない。このときはこうだったのかもしれないが、年間を通してきちんと自分たちで見ながら、使え

る状態を維持していくためにはどうしたらよいかという視点がないと、ただこれだけやった、使ってみたらこうだっただけでは不十分だからというあたりをきちんと頭に置いておいてほしいと思った。これだけで空間の使い方をやったらこうだった、では、これで植栽ますをもっと活用していこうにはならないと思うので、そのあたりは年間通してきちんと今話したように使いたくなる、使ってほしい、使えるからという期間、このときは使えたかもしれないが、本当に3週間ぐらい前に行ったら、外から来た方が、いや、多摩市は本当に大変だねと、京王プラザホテル前の植栽ますが本当にきれいな状態ではない。外から来た方が、うっそうとしていて手入れが大変だねと思う。そうすると、活用したいと思っていても、人を呼んだときに全体空間を見て、いやここではできないよねという状況をつくり出しているということが問題なわけであるから、わずかの期間だけを見て社会実験をやったよかったですということにならないだろうと、その辺は意識していただきたい私は思っている。

今後どのように進めていくのかというところで私が気になっているところをあと一つだけ聞いておきたいが、4ページのところが多摩ラボ活動（経済観光課）と書いてあるが、こうした活動をやっていく中で、「まちづかいの主体者が継続して活動するための相談先として、クリエイティブキャンパス企画室の他、まちの活性化団体と調整を進める」とあるが、このまちの活性化団体というのはどういう団体のことを言われているのかというところだけ確認したいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 前段で話のあった植栽ますについては、経済観光課でも使っていければと考えているところである。イベントとしてこの間の社会実験のところではやらせていただいて、言われるところはそのとおりでと思う部分もあるし、実際使ってみて使いやすかったという声もあったので、それをイベントだけではなく日常的に使えるようにするにはどうすべきなのかをこの先考えていくことが必要かと考えている。今年度そういうところも検討を進めていくところである。

後段でご質問のあったまちの活性化団体については、多摩センター地区連絡協議会が多摩センターエリアではいろいろなイベントなどもやっているの、そちらにつながぐことを意識しているところである。

○岩永委員 このまちの活性化団体というのは、今言っていた多摩センター地区連絡協議会のことであり、それ以外のところはないのか。

○加藤商業・観光担当課長 現時点ではそちらのところでということである。

○岩永委員 これは令和6年度はということで、もし令和6年度にクリエイティブキャンプ企画室のほかに調整を進める先が多摩センター地区連絡協議会だけだったら、それを書いたほうがよいと思う。まちの活性化団体が何かほかにもあるのかと思ったので、そういうところがあったらぜひ知りたい。というのは、もしそういう団体を自分たちとして開拓しようとしているということがあるのだったら書いてもよいと思うが、そうではないのだったら、きちんとその団体と自分たちはこの1年間取り組んでいくと書いたほうがわかりやすいし、そうなのかと思うではないか。それを見て、いや、そこではなく、もしもっとほかのところもあるのだったらこういうところにも営業をかけたりに一緒にやっていったらよいのではないかということにもなるし、まちの活性化団体としてNPO等ともやっていきたいのであれば、またそういうところに対してもアプローチしていくという書き方をしないと、このまちの活性化団体というのが何なのか非常にクエスチョンマークがつくので、このあたりについてはまた令和6年度の取り組みということになるのであれば、もっとわかりやすく提案していただいたほうがよかったですという気がした。そのことだけ伝えておく。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項15番、令和5年度基金運用実績について、市側からの説明を求める。

○岩本会計管理者 資料をお開きいただければと思う。令和5年度の基金の運用実績についてご報告させていただく。

表紙の次、めくって1番、基金の運用の経緯についてご説明させていただく。基金については、使用目的に応じて複数の基金を設置しているが、利用するまでの間、以前であれば定期預金等を中心に運用を行っていた。運用益のピークは平成20年度に約4,600万円と大きく膨れたが、その後リーマンショックを機に金利の減少等があり、大幅に減少した。基金をより効果的に運用するために、平成28年度から多摩市公金運用管理委員会を設置し、新たな運用方法ということで長期運用、指定金融機関以外の定期への預金等を検討し、実施しているところである。

現在については、債権も含め長期的な運用による運用益の拡大を図っているところである。

次ページをお願いする。続いて、年度別基金運用実績についてである。平成29年度から令和5年度まで記載しており、縦列真ん中の運用益の一番下の部分が、昨年度令和5年度分の運用益である。こちら約1,800万円で、昨年度に比べて500万円程度の収益増となっている。

続いて、3、基金現金・債権保管状況で、昨年度末時点の保管状況についてのご説明である。一番右のところに運用益があり、上段部分が預金の運用益となっている。率にして約15%となっている。下の部分が債権1,600万円で、運用益中の約85%が債権からの運用実績となっている。

最後に、参考ということで年度別の運用実績の推移について掲載させていただいている。先ほど申し上げたとおり、平成20年度に約4,600万あったが、リーマンショック後に徐々に低下しており、平成29年が底となっている。そこからいろいろな金融商品を活用するようになり、現状運用益を徐々に伸ばしている状況となっている。説明は以上である。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○**遠藤委員** 平成19～20年ぐらいは4,000万円超えであったが、当時の運用手法との今の運用手法は少し変わっているのか。金利が違うのはよくわかっている。

○**岩本会計管理者** 運用方法として大きく違うのは、運用益という意味では債券を購入したというところが一番大きい。そのほか、当時は指定金融機関への定期預金がメインだったので、他の利率の高い預金等には運用していなかったもので、その部分でも利率の向上というのがあった。あと債券についてはラダー運用という長期の運用で利益やリスクを安定化させる運用方法を取っており、そういった運用方法も以前と大きく違うところかと思っている。

○**遠藤委員** 0.1%の運用益ということで200億円ぐらい運用して2,000万円ということだと思う。一概に比較はできないが、例えばGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が国の年金基金をやっている。そこなどはファンドマネジャーを雇って何兆円という収益を上げて、それが年金の安定化につながっている。これは税金であるし、年金とは性格が違うが、そういった積極運用は、今国が運用立国を掲げている。どんどん税収が減っていく中で一つの道かと思うが、今後の活用の方針、その辺の方向性や可能性、少し明るい話を聞きたい。

○**岩本会計管理者** 活用方針のところについては、我々素人というところがあるので、基準や方針の部分で民間債の中でも危険でリスクの高い一般的な債権には手を出さずに、先ほどのラダー運用のような長期的運用で安定的に、担当

が誰に替わっても一定の利益が出る方法をとという方針で運用を行っている。今後の明るいところということでは、金利の上昇に伴い、現状の債券の中でどのように運用していったって運用益を拡大していくかということになるので、全体の中では、安全を確保しつつ、その中でより良い債権を見いだして、そこに投資をするという考えである。

○**遠藤委員** 運用で上がった運用益の使途というか、これは自治体に雑入として入ってきて一般会計として自由に使えるのか。使途に特に制限はないのかを確認したい。

○**岩本会計管理者** 使途については、あくまで基金の中の利益であるので、また基金に還元し、基金として必要なときに使うことになっている。

○**遠藤委員** ということは、例えば庁舎の基金から何割、ほかの基金から何割、いろいろな基金から何割というパーセンテージで運用して、またその割合に応じて戻すという認識でよいか。

○**岩本会計管理者** 先ほど申し述べるのを忘れてしまったが、基金も今一体運用をしており、以前は個別に財政調整基金等それぞれの基金で運用していたが、一体運用のほうが利益が高いということで、一体運用をしている。全体の中で出た利益に対して、それぞれ分け合うということで運用している。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項16番、行政視察についての件に入る。

今年度の総務常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。まず視察の実施の有無について確認し、実施する場合には、日程、目的や内容、候補地などを協議したいと思う。

この際協議会を暫時休憩する。

午後4時24分休憩

午後4時30分再開

○**小林委員長** 休憩前に引き続き協議会を再開する。

委員の皆さんの意見を踏まえ、視察の日程については、以前枠を取っていただいたが、希望日として10月15日から18日までの間、予備日として10月23日から25日までの間を予定したいと思う。それで、6月26日に視察先等が協議で決まったら、事務局のほうで調整してもらい、最終的に決めることになるので、今申し上げた枠を開けておいていただきたい。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 では、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後4時31分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後4時31分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 小林 憲一